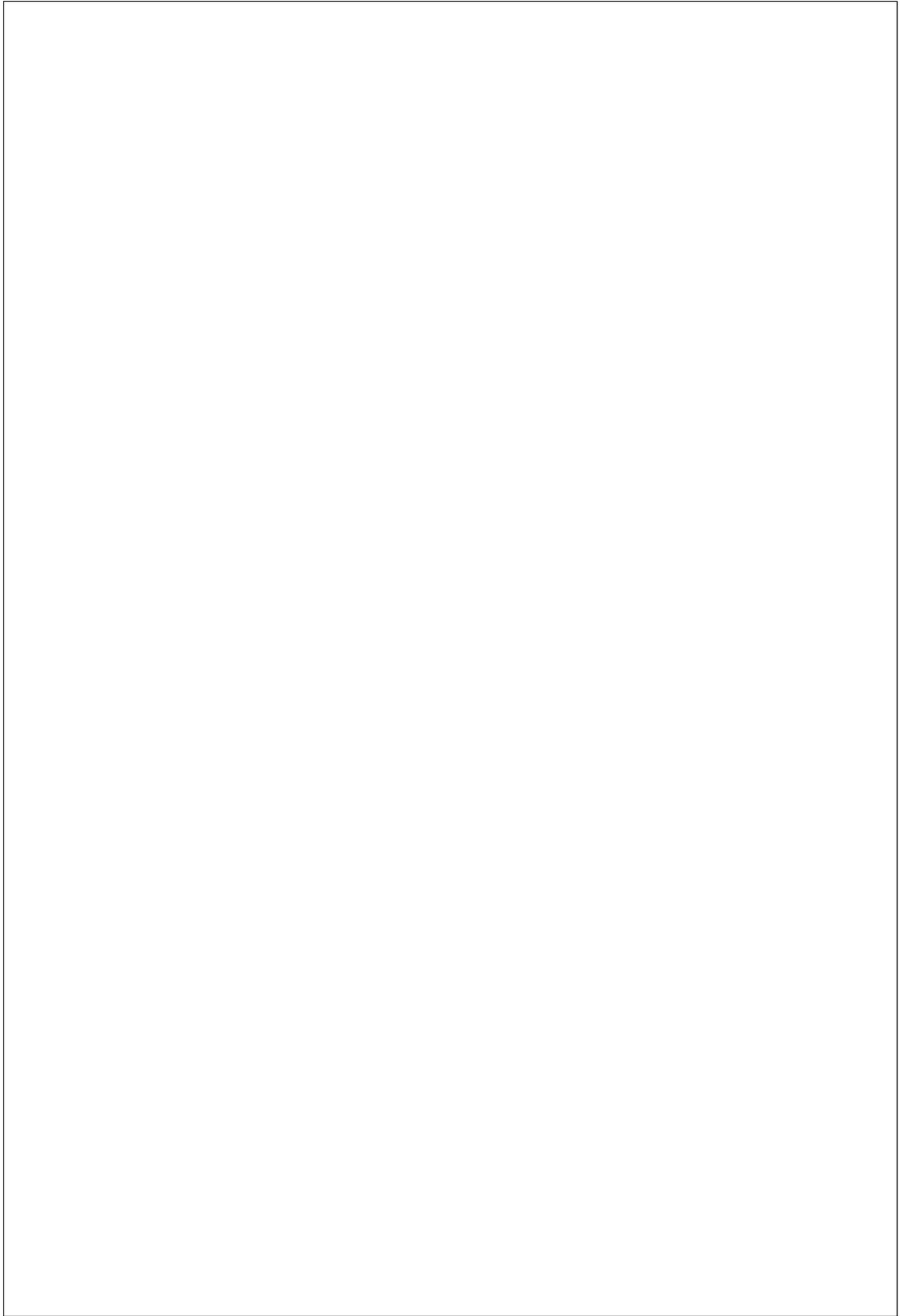


第6期 穴水町障害福祉計画
第2期 穴水町障害児福祉計画
(案)

令和3年3月
石川県 穴水町



**第6期 穴水町障害福祉計画
第2期 穴水町障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)**

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の経緯	1
1	策定委員会の設置	1
2	障害のある方のニーズの把握	1
3	パブリックコメントの実施	1
2	計画の位置づけ	2
3	これまでの計画	3
4	計画の進行管理	3

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1	穴水町の人口動態	4
1	穴水町の人口の推移	4
2	穴水町の世帯の推移	5
2	障害者の状況	6
1	身体障害者の状況	6
2	知的障害者の状況	8
3	精神障害者の状況	9
4	障害福祉サービス受給者証交付者数	9
5	障害児の状況	10
3	アンケート調査の概要	11
1	実施期間	11
2	調査方法	11
3	調査対象者	11
4	回収状況	11
4	アンケート調査結果	12
1	アンケート対象者について	12
2	住まいや暮らしについて	18
3	相談について	19
4	外出について	21
5	収入と仕事について	23
6	障害福祉サービスについて	26
7	災害対策について	28

8	権利擁護について	29
9	自由記載	30

第3章 穴水町障害福祉計画の基本的な考え方

1	基本理念	33
2	重点目標	34
3	重点施策の推進	35

第4章 第6期穴水町障害福祉計画

1	障害福祉サービス等提供体制の確保に係る目標	36
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	36
2	地域生活支援拠点が有する機能の充実	37
3	福祉施設から一般就労への移行等	37
4	発達障害者等に対する支援	39
5	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
6	相談支援体制の充実・強化等	40
7	障害福祉サービス等の質の向上	40
2	障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策	42
1	訪問系サービス	42
2	日中活動系サービス	43
3	居住系サービス	45
4	相談支援	45
3	地域生活支援事業の実施に関する事項	47
1	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	47
2	相談支援事業	47
3	成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	48
4	意思疎通支援事業	49
5	日常生活用具給付事業	50
6	手話奉仕員養成研修事業	51
7	移動支援事業	51
8	地域活動支援センター機能強化事業	52
9	住宅改修費給付事業	52
10	点字図書給付事業	53
11	要約筆記奉仕員養成研修事業	53
12	更生訓練給付事業	54
13	日中一時支援事業	54
14	社会参加促進事業	55
15	生活支援事業	55

第5章 第2期穴水町障害児福祉計画

1	障害児支援等の提供体制の整備等	57
1	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所訪問支援体制の構築	57
2	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	58
3	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネータの配置	58
2	障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策	59
1	障害児通所支援	59
2	障害児相談支援	60
3	障害児の子ども・子育て支援	61

資料編

資料1	第6期穴水町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会設置要綱	62
資料2	第6期穴水町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会の開催状況	64
資料3	第6期穴水町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

障害福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を、障害児福祉計画は児童福祉法を根拠とする計画です。

穴水町では、障害者及び障害児に関する施策を一体的に進めるため、第6期穴水町障害福祉計画及び第2期穴水町障害児福祉計画を一体的な計画として策定しました。

1 策定委員会の設置

本計画では、町民の代表をはじめ、保健、医療、福祉関係者、教育関係者、関係団体等から構成される「穴水町第6期障害福祉計画・第2期穴水町障害児福祉計画策定委員会」において検討をおこないました。

2 障害のある方のニーズの把握

障害のある方の現状や障害福祉サービスの利用意向などを把握し、サービス見込み量の算出やその確保のための方策を検討するために、アンケート調査を実施しました。

3 パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画案を公表し、広く住民のご意見を把握するパブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和3年2月17日～3月3日
資料の閲覧方法	役場窓口に資料を設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページ意見フォーム
意見提出件数	●件（●人）

2 計画の位置づけ

穴水町障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけは、それぞれ次のとおりです。
策定にあたっては、国の基本指針、石川県の「いしかわ障害者プラン 2019」（2019年度から 2023 年度までの 5 年間）を踏まえ策定しています。

また、穴水町が進めるまちづくりの基本方針である「第 2 期穴水町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 年度から 2024 年度までの 5 年間）をはじめ、「第 2 期穴水町地域福祉計画」の内容とも整合性を図っています。

障害福祉計画	
根 拠 法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条 1 項
性 格	厚生労働大臣が定める基本方針に即した、障害福祉サービスの提供体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計画期間	令和 3 年度～令和 5 年度

障害児福祉計画	
根 拠 法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項
性 格	厚生労働大臣が定める基本方針に即した、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画
計画期間	令和 3 年度～令和 5 年度

3 これまでの計画

穴水町では、これまで各法律に基づき、次のとおり各計画を策定してきました。第6期穴水町障害福祉計画及び第2期穴水町障害児福祉計画の期間は3年間（令和3年度～令和5年度）とし、国の基本指針に従い、令和5年度末を目標に据え作成します。

計画名		年度									
		H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	
国	障害者基本計画	←—————→									
	いしかわ障害者プラン	2014	←—————→								
穴水町	総合計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略	1期	2期		←—————→						
	地域福祉計画	2期	←—————→				3期	←-----→			
	障害者計画	4期	←—————→					5期	←-----→		
	障害福祉計画	5期	←—————→		6期	←—————→		7期	←-----→		
	障害児福祉計画	1期	←—————→		2期	←—————→		3期	←-----→		

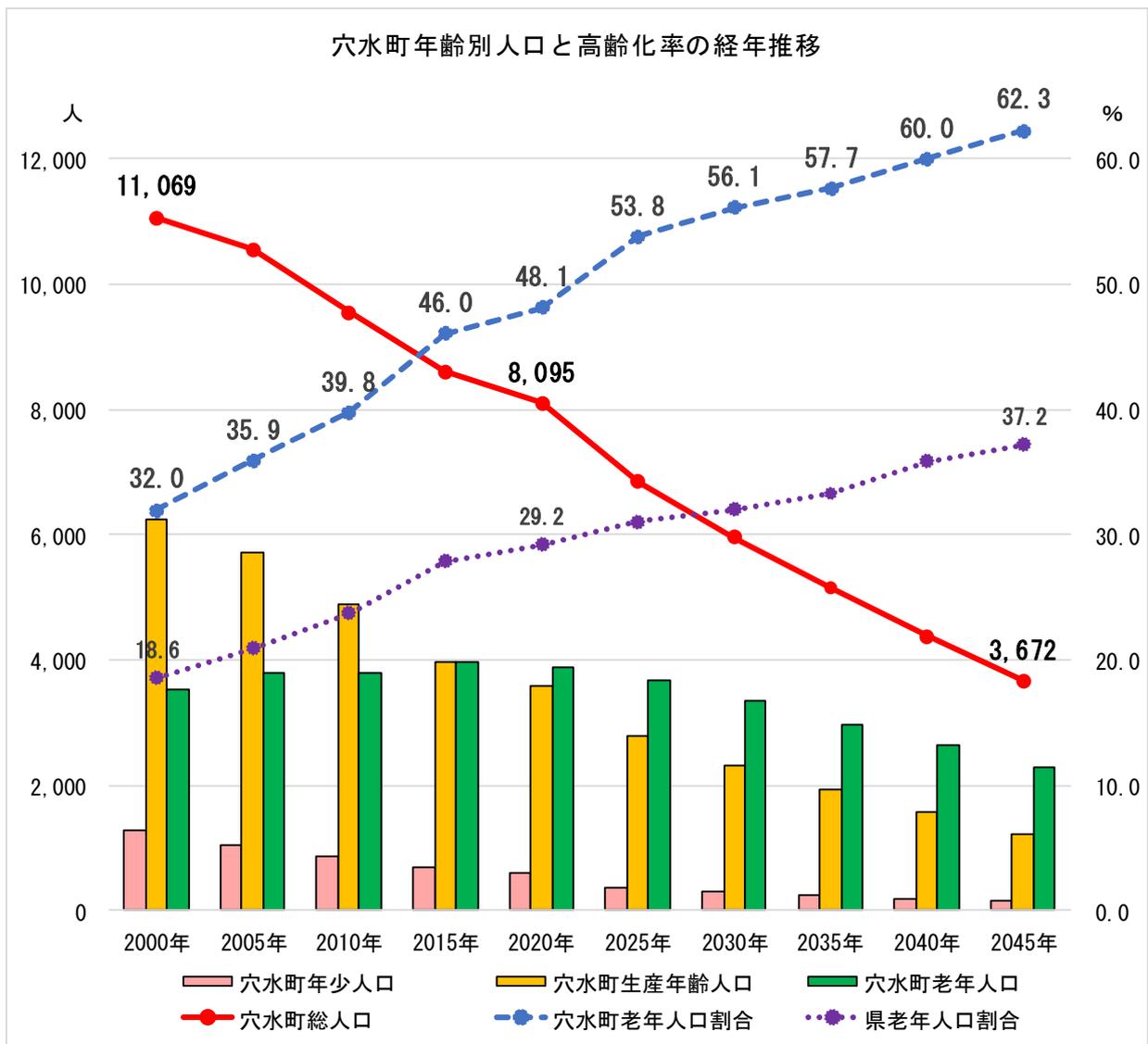
4 計画の進行管理

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、穴水町障害福祉計画等策定委員会が各計画の実施状況を点検し、評価を行います。

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1. 穴水町の人口動態

1 穴水町の人口の推移



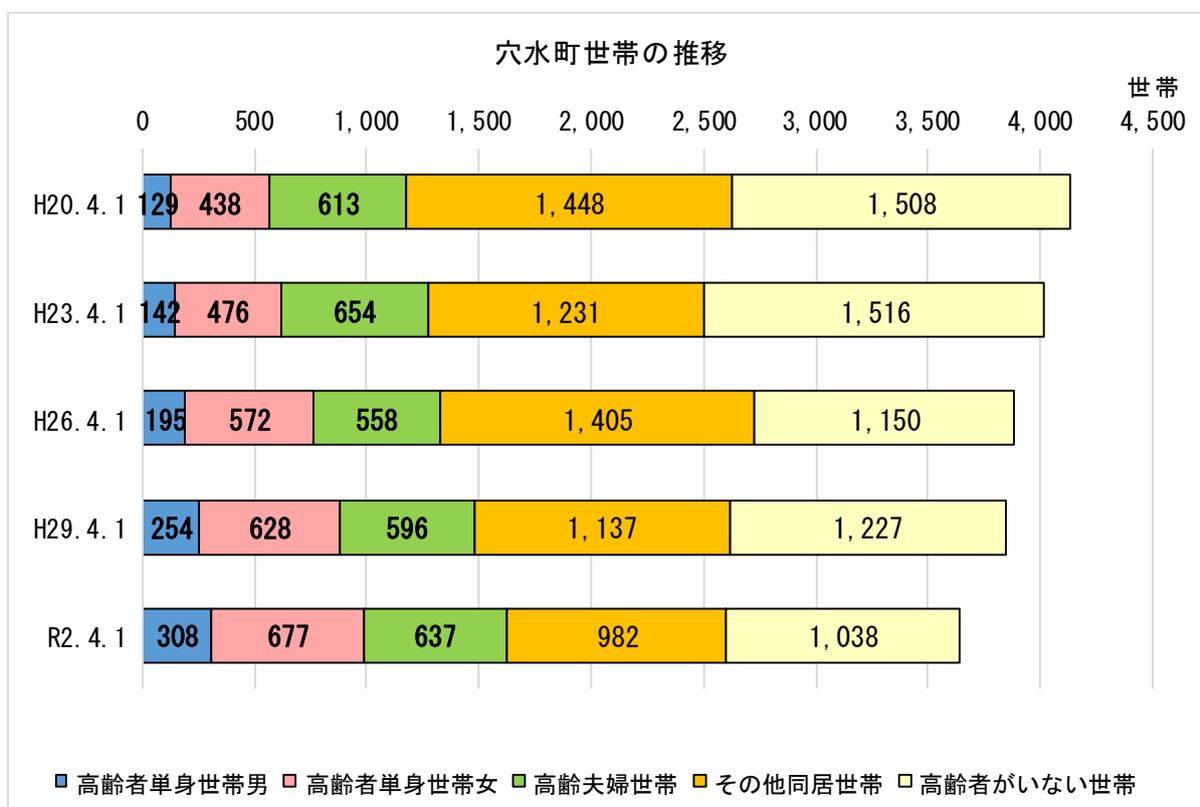
資料：石川県衛生統計年報、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地区別将来推計人口」平成30年推計

2000年における穴水町の総人口は、1万人を超えていましたが、2045年には3,672人にまで減少すると推計されています。

穴水町の年齢構成別人口の経年推移をみると、「年少人口」及び「生産年齢人口」は減少しており、経年的に増加していた「老年人口」は2015年に「生産年齢人口」を超えてピークに達し、以降経年的に減少していくと推計されています。

穴水町の高齢化率は年々上昇し、かつ石川県の高齢化率を大きく上回っています。2025年には50%を超え、さらに2040年には60%を超えると推計されています。

2 穴水町の世帯の推移



資料：穴水町住民基本台帳、要援護者台帳

穴水町の世帯数の経年推移をみると、総世帯数は減少する中、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加しています。

2 障害者の状況

1 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者を年齢階級別で見ると、高齢者の割合が高くなっています。

◆穴水町の身体障害者手帳交付 年齢構成別の推移（上段：人、下段：％）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
18 歳未満	4	3	3
18～64 歳	103	102	93
65 歳以上	322 (75.0)	340 (76.4)	324 (77.1)
総数	429	445	420

資料：穴水町障害福祉システム

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、1・2級の重度障害者が最も多く、全体の約半数を占めています。次いで3・4級の中度者が多くなっています。

◆穴水町の身体障害者手帳交付 等級別の推移（人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 級	162	169	155
2 級	57	58	57
3 級	75	81	80
4 級	91	94	91
5 級	16	16	16
6 級	28	27	21
合計	429	445	420

資料：穴水町障害福祉システム

◆穴水町の身体障害種別及び年齢構成別の推移

(人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
視覚障害	18 歳未満	1	0	0
	18～64 歳	2	3	5
	65 歳以上	15	16	15
	計	18	19	20
聴覚・平衡 機能障害	18 歳未満	2	2	2
	18～64 歳	8	8	8
	65 歳以上	39	39	36
	計	49	49	46
音声・言語・ そしゃく 機能障害	18 歳未満	0	0	0
	18～64 歳	1	2	2
	65 歳以上	4	4	3
	計	5	6	5
肢体不自由	18 歳未満	1	1	1
	18～64 歳	64	60	51
	65 歳以上	148	155	147
	計	213	216	199
内部障害	18 歳未満	0	0	0
	18～64 歳	28	29	27
	65 歳以上	116	126	123
	計	144	155	150
合 計	18 歳未満	4	3	3
	18～64 歳	103	102	93
	65 歳以上	322	340	324
	計	429	445	420

資料：穴水町障害福祉システム

◆再掲 内部障害の内訳の推移

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
心 臓	97	105	102
腎 臓	34	35	33
呼吸器	2	3	2
膀胱・直腸	11	12	13
合計	144	155	150

身体障害者手帳を障害種別で見ると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」が多くなっています。

2 知的障害者の状況

知的障害者の「療育手帳」所持者は年々増加しています。年齢構成別では、18～64歳の割合が最も高くなっています。

◆穴水町の療育手帳交付 年齢構成別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
18 歳未満	5	4	6
18～64 歳	49	52	53
65 歳以上	9	9	11
総数	63	65	70

資料：穴水町障害福祉システム

療育手帳所持者を等級別にみると、「A（最重度・重度）」については、ほぼ変動がなく、「B（中度・軽度）」については、年々増加しています。

◆穴水町の療育手帳交付 等級別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 1 判定	11	12	10
A 2 判定	13	13	13
B 1 判定	25	26	30
B 2 判定	9	13	16
不明	5	1	1
合計	63	65	70

資料：穴水町障害福祉システム

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数は、横這いで推移しています。

◆穴水町の精神障害者保健福祉手帳の等級別の推移（人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 級	2	2	2
2 級	41	47	44
3 級	1	1	1
合計	44	50	47

資料：穴水町障害福祉システム

◆穴水町の自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数の推移（人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
自立支援医療受給者	120	120	113

資料：穴水町ふれあい福祉課

4 障害福祉サービス受給者証交付者数

障害福祉サービス受給者の割合は年々増加しています。

◆穴水町の障害福祉サービス受給者証交付者数の推移（上段：人、下段：％）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
障害者数※	536	560	537
受給者証交付者数	98 (18.3)	111 (19.8)	111 (20.7)

資料：穴水町障害福祉システム
※障害者数は、各手帳交付者数の合計

5 障害児の状況

(1) 保育所・認定こども園における在籍児数と障害児数

令和2年12月1日現在、障害児（障害手帳所持）は、町内認定こども園に1名、町外管外委託保育所に1名在籍しています。

	施設数 (箇所)	在籍児数 (人)	在籍児のうち 障害児数(人)
(私立)保育所	1	20	0
(私立)認定こども園	3	148	1
(町外)管外委託保育所	6	6	1

令和2年12月1日現在 資料：ふれあい福祉課

(2) 特別支援学級の在籍者数

本町には小学校が2校、中学校が1校あります。小学校全体で特別支援学級在籍者数は4人で、中学校の特別支援学級在籍者数は7人です。

	学校数 (ヶ所)	在学者数 (人)	特別支援学級在籍者数(人)	
			知的	情緒
小学校	2	221	2	2
中学校	1	164	6	1

令和2年12月1日現在 資料：教育委員会事務局

(3) 特別支援学校の在籍者数

本町には特別支援学校はありませんが、七尾特別支援学校輪島分校に3人が、石川県立いしかわ特別支援学校に1人が在籍しています。

(人)

	小学部	中学部	高等部	合計
七尾特別支援学校 輪島分校	1	0	2	3
石川県立いしかわ 特別支援学校	0	1	0	1

令和2年12月1日現在 資料：教育委員会事務局

3 アンケート調査の概要

1 実施期間

令和2年9月11日～令和2年10月16日

2 調査方法

個別郵送し、返信用封筒を用い、無記名・郵送により回収。

3 調査対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、町内に居住または障害者施設に入所されている方、障害福祉サービスを受給されている方。ただし、令和2年度末において75歳未満の方。

身体障害者手帳所持者	168人	} 重複障害を確認後の 実人数	257人
療育手帳所持者	62人		
精神障害者保健福祉手帳所持者	48人		
障害福祉サービス受給者(手帳無)			5人

4 回収状況

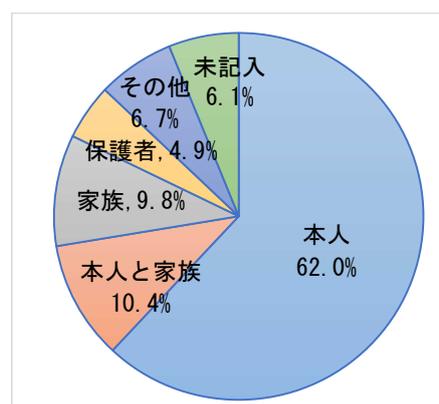
	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
令和2年度	262	163	62.2
平成29年度	308	185	60.1
平成26年度	284	167	58.8

4 アンケート調査結果

1 アンケート対象者について

【問1】アンケート回答者

項目	人	割合
本人	101	62.0%
本人が回答するが、家族も同席	17	10.4%
家族（本人が同席せず）	16	9.8%
子どもについて保護者が回答	8	4.9%
その他	11	6.7%
未記入	10	6.1%

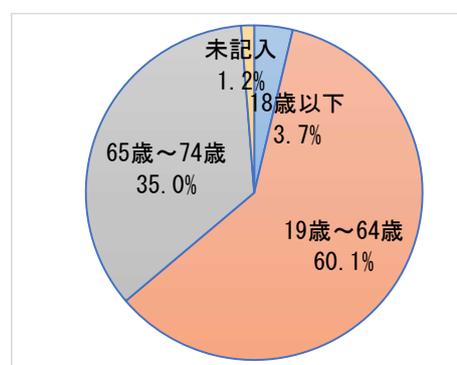


【問2】対象者の性別

項目	人	割合
男性	95	58.3%
女性	67	41.1%
未記入	1	0.6%

【問3】対象者の年齢

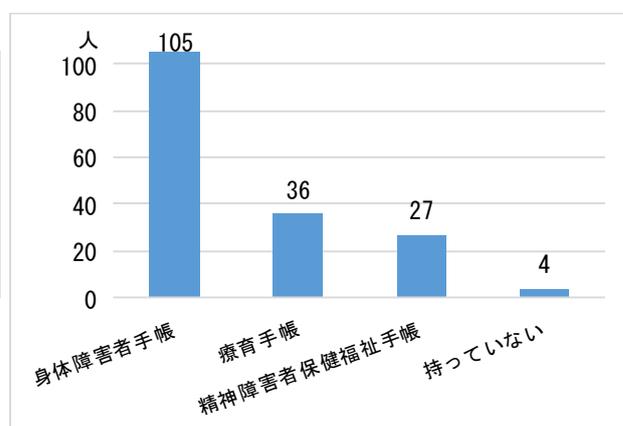
項目	人	割合
18歳以下	6	3.7%
19歳～64歳	98	60.1%
65歳～74歳	57	35.0%
未記入	2	1.2%



【問4】障害者手帳の所持者数

項目	人※	割合
身体障害者手帳	105	64.4%
療育手帳	36	22.1%
精神障害者保健福祉手帳	27	16.6%
持っていない	4	2.5%

※複数回答有



【問4】障害者手帳の等級（判定）

【身体障害者手帳】

項目	人	割合
1級	40	38.1%
2級	23	21.9%
3級	11	10.5%
4級	22	21.0%
5級	4	3.8%
6級	4	3.8%
未記入	1	1.0%

【療育手帳】

項目	人	割合
A	9	25.0%
A1	1	2.8%
A2	1	2.8%
B	1	2.8%
B1	15	41.7%
B2	6	16.7%
未記入	3	8.3%

【精神障害者保健福祉手帳】

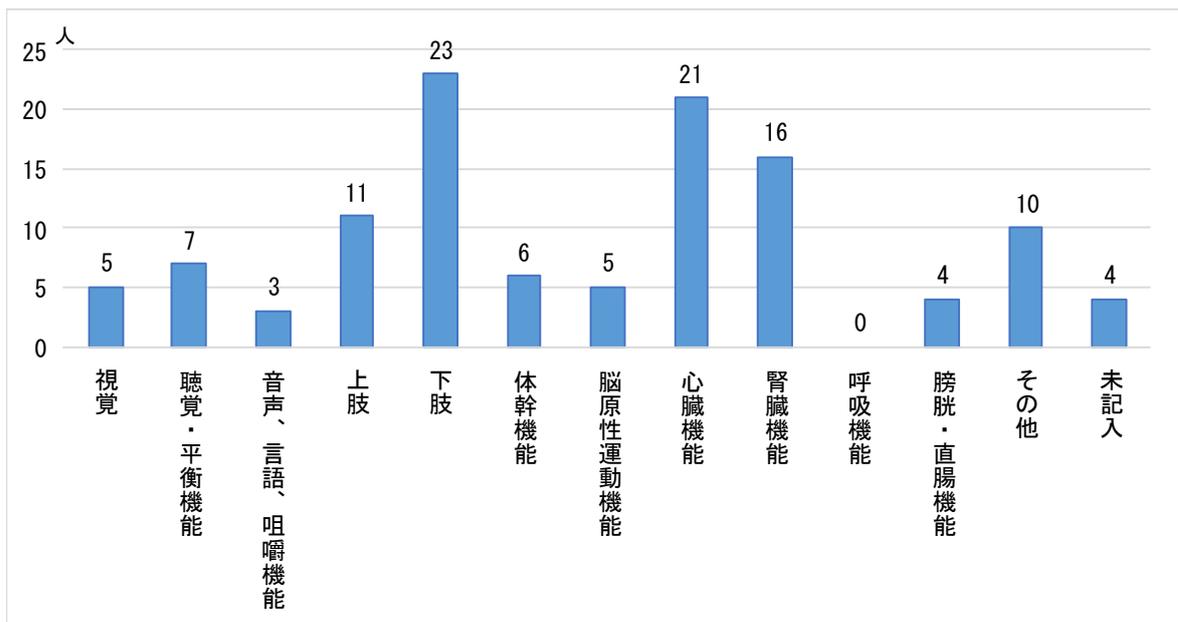
項目	人	割合
1級	0	0.0%
2級	24	88.9%
3級	0	0.0%
未記入	3	11.1%

【問4-①】身体障害者手帳所持者の主な障害

項目	人※	割合
視覚	5	4.8%
聴覚・平衡機能	7	6.7%
音声、言語、咀嚼機能	3	2.9%
上肢	11	10.5%
下肢	23	21.9%
体幹機能	6	5.7%
脳原性運動機能	5	4.8%

項目	人※	割合
心臓機能	21	20.0%
腎臓機能	16	15.2%
呼吸機能	0	0.0%
膀胱・直腸機能	4	3.8%
その他	10	9.5%
未記入	4	3.8%

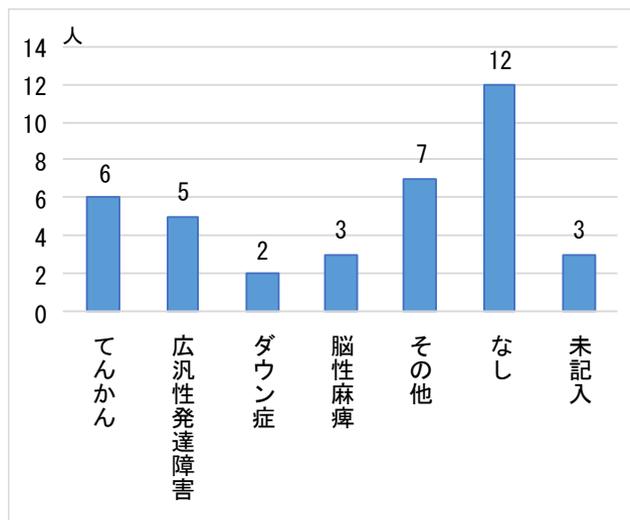
※複数回答有



【問4-②】療手帳所持者の他の障害や疾病

項目	人※	割合
てんかん	6	16.7%
広汎性発達障害	5	13.9%
ダウン症	2	5.6%
脳性麻痺	3	8.3%
その他	7	19.4%
なし	12	33.3%
未記入	3	8.3%

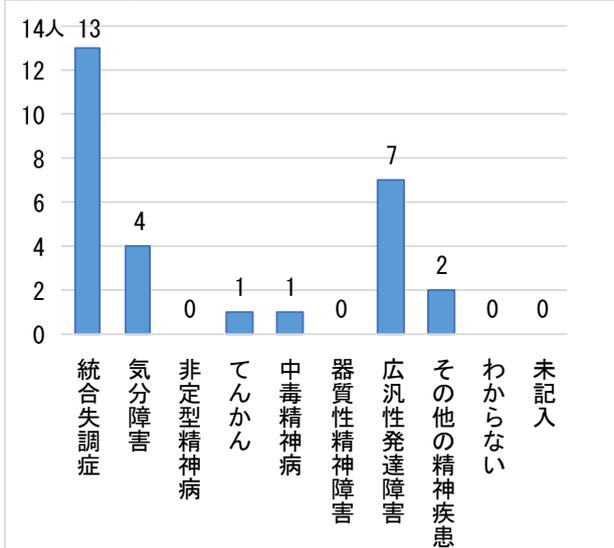
※複数回答有



【問4-③】精神障害者保健福祉手帳所持者の主病名

項目	人※	割合
統合失調症	13	48.1%
気分障害	4	14.8%
非定型精神病	0	0.0%
てんかん	1	3.7%
中毒精神病	1	3.7%
器質性精神障害	0	0.0%
広汎性発達障害	7	25.9%
その他の精神疾患	2	7.4%
わからない	0	0.0%
未記入	0	0.0%

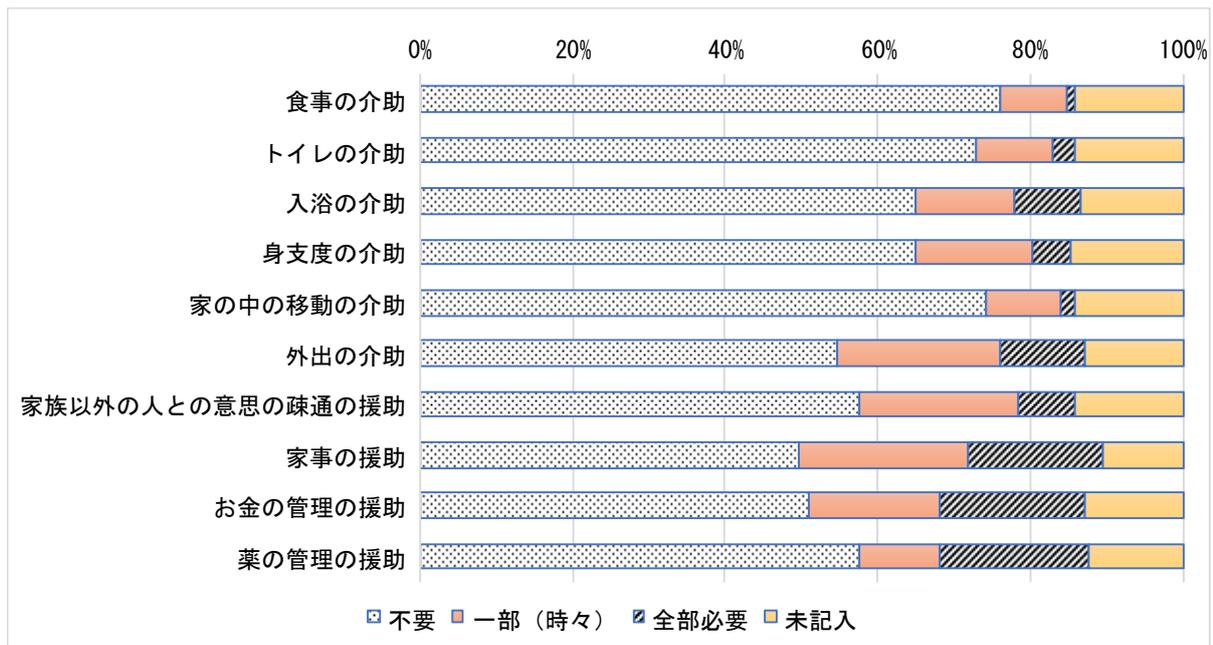
※複数回答有



【問5】日常生活の中での支援の必要性

(人)

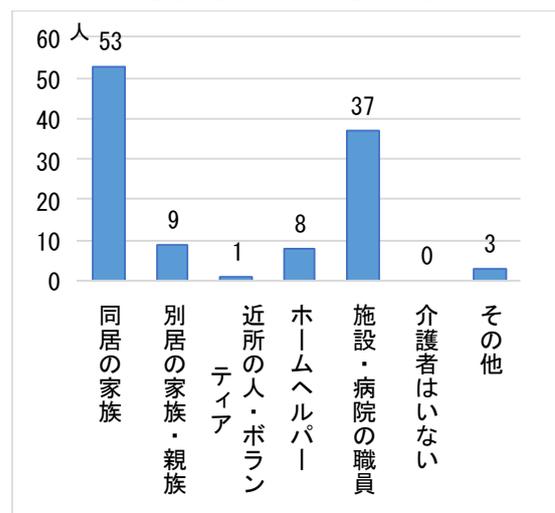
項目	不要	一部	全部必要	未記入
食事の介助	124	14	2	23
トイレの介助	119	16	5	23
入浴の介助	106	21	14	22
身支度の介助	106	25	8	24
家の中の移動の介助	121	16	3	23
外出の介助	89	35	18	21
家族以外の人との意思の疎通の援助	94	34	12	23
家事の援助	81	36	29	17
お金の管理の援助	83	28	31	21
薬の管理の援助	94	17	32	20



【問5-①】日常生活の中での支援（一部・全部）が必要な方の主な介助者

項目	人※	割合
同居の家族	53	61.6%
別居の家族・親族	9	10.5%
近所の人・ボランティア	1	1.2%
ホームヘルパー	8	9.3%
施設・病院の職員	37	43.0%
介護者はいない	0	0.0%
その他	3	3.5%

※複数回答有

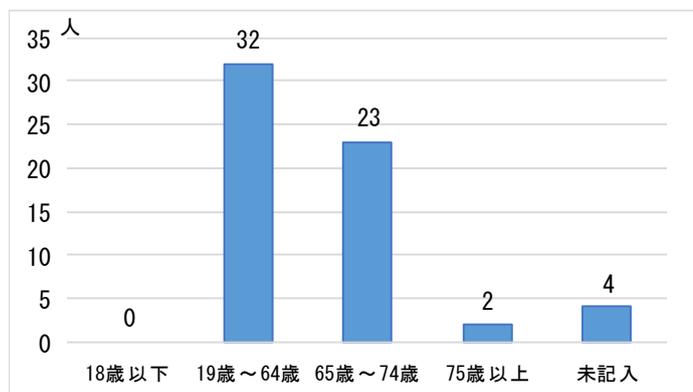


【問6】家族・親族の主介護者の内訳

【問6-①】介護者の年齢

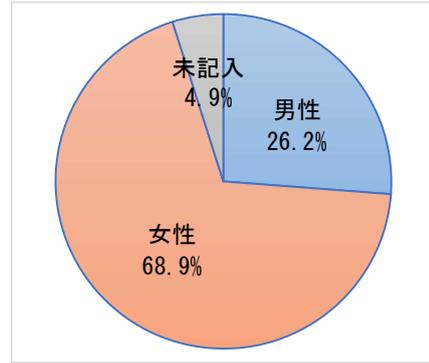
項目	人※	割合
18歳以下	0	0.0%
19歳～64歳	32	52.5%
65歳～74歳	23	37.7%
75歳以上	2	3.3%
未記入	4	6.6%

※複数回答有



【問6-②】介護者の性別

項目	人	割合
男性	16	26.2%
女性	42	68.9%
未記入	3	4.9%



【問6-③】介助者の健康状態

項目	人	割合
よい	13	21.3%
ふつう	39	63.9%
よくない	6	9.8%
未記入	3	4.9%

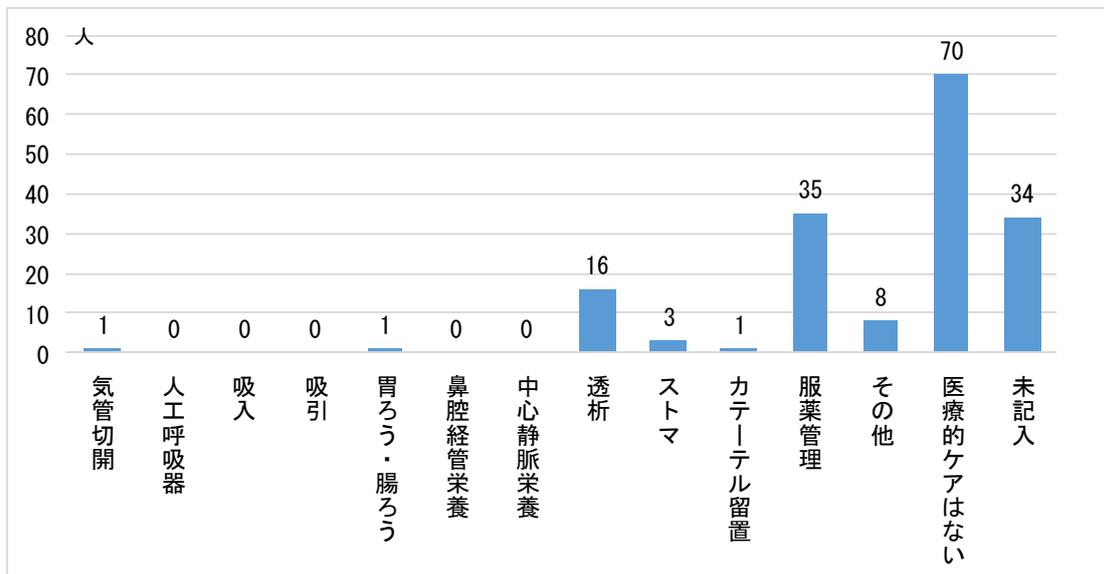
- ・疲労、腰痛
- ・透析
- ・年齢的に身体が弱っている
- ・リウマチで痛みがあり力仕事に不都合を感じる
- ・心臓疾患等

【問7】現在受けている医療的ケア

項目	人※	割合
気管切開	1	0.6%
人工呼吸器 (レスピレーター)	0	0.0%
吸入	0	0.0%
吸引	0	0.0%
胃ろう・腸ろう	1	0.6%
鼻腔経管栄養	0	0.0%
中心静脈栄養 (IVH)	0	0.0%

項目	人※	割合
透析	16	9.8%
ストマ (人工肛門・人工膀胱)	3	1.8%
カテーテル留置	1	0.6%
服薬管理	35	21.5%
その他	8	4.9%
医療的ケアはない	70	42.9%
未記入	34	20.9%

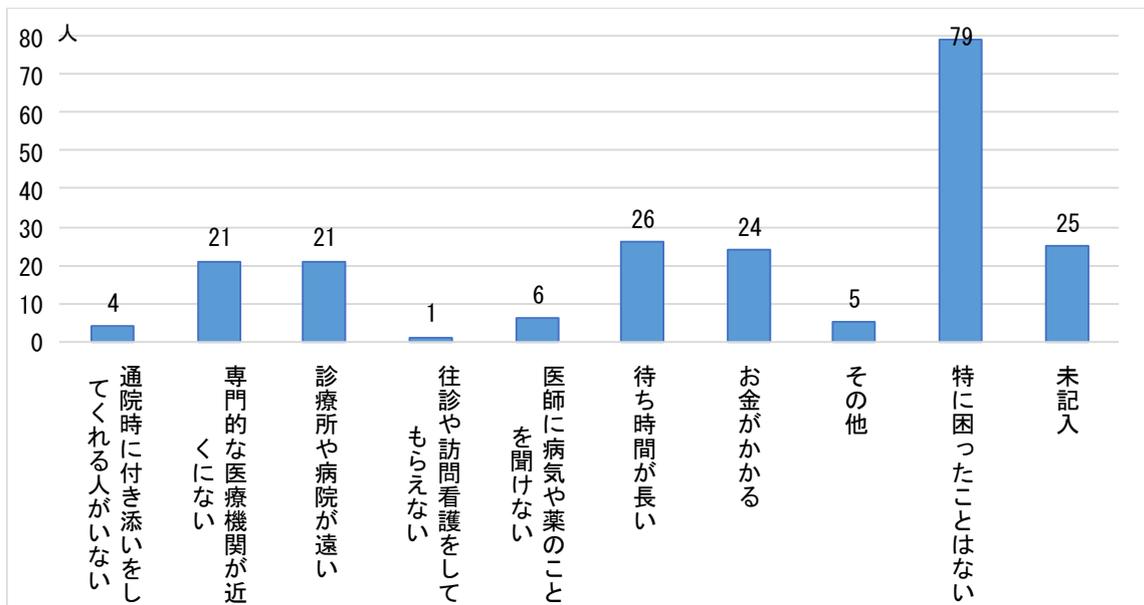
※複数回答有



【問 8】 医療について困っていること

項目	人※	割合
通院時に付き添いをしてくれる人がいない	4	2.5%
専門的な医療機関が近くにない	21	12.9%
診療所や病院が遠い	21	12.9%
往診や訪問看護をしてもらえない	1	0.6%
医師に病気や薬のことを聞けない	6	3.7%
待ち時間が長い	26	16.0%
お金がかかる	24	14.7%
その他	5	3.1%
特に困ったことはない	79	48.5%
未記入	25	15.3%

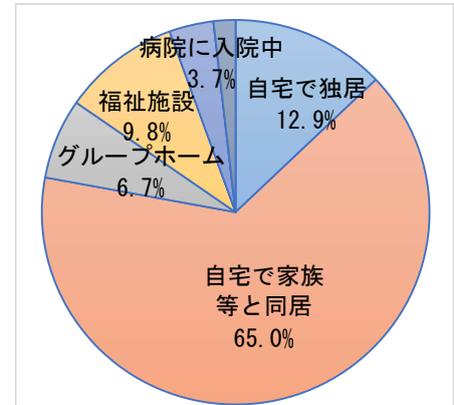
※複数回答有



2 住まいや暮らしについて

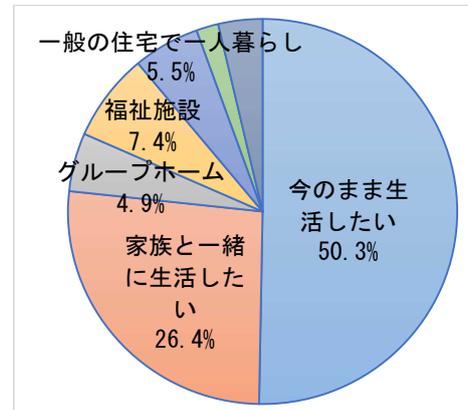
【問 9】現在の暮らし

項目	人	割合
自宅で一人暮らし	21	12.9%
自宅で家族等と一緒に暮している	106	65.0%
グループホームで暮らしている	11	6.7%
福祉施設で暮らしている	16	9.8%
病院に入院している	6	3.7%
その他	0	0.0%
未記入	3	1.8%



【問 10】将来の生活の場の希望

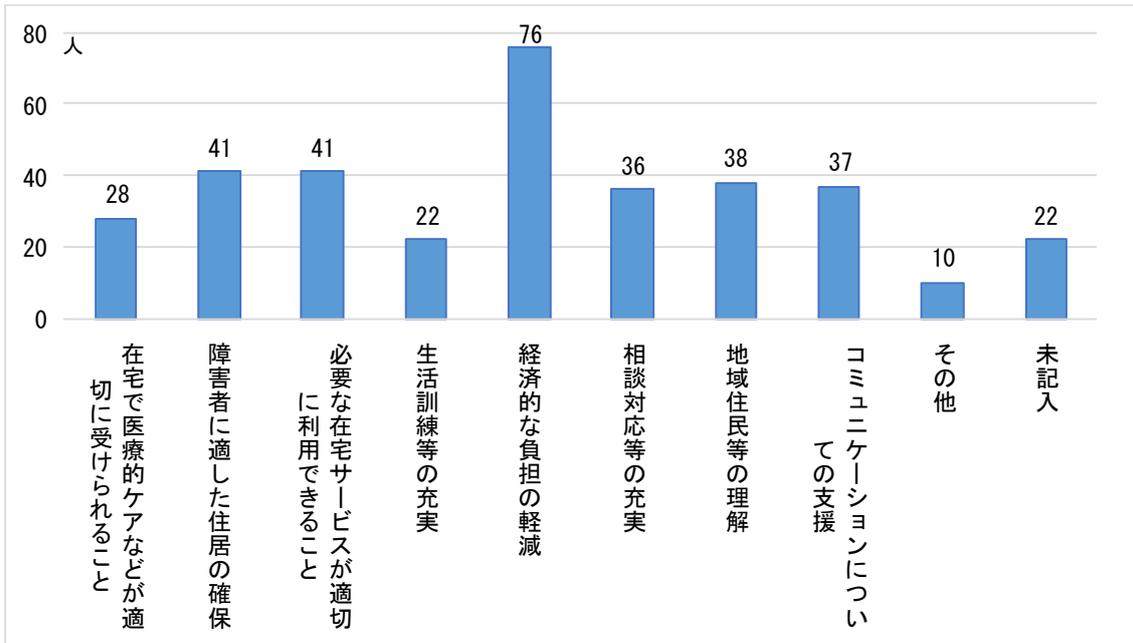
項目	人	割合
今のまま生活したい	82	50.3%
家族と一緒に生活したい	43	26.4%
グループホームなどを利用したい	8	4.9%
福祉施設で暮らしたい	12	7.4%
一般の住宅で一人暮らしをしたい	9	5.5%
その他	3	1.8%
未記入	6	3.7%



【問 11】地域で生活するために、必要と考える支援

項目	人※	割合
在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	28	17.2%
障害者に適した住居の確保	41	25.2%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	41	25.2%
生活訓練等の充実	22	13.5%
経済的な負担の軽減	76	46.6%
相談対応等の充実	36	22.1%
地域住民等の理解	38	23.3%
コミュニケーションについての支援	37	22.7%
その他	10	6.1%
未記入	22	13.5%

※複数回答有



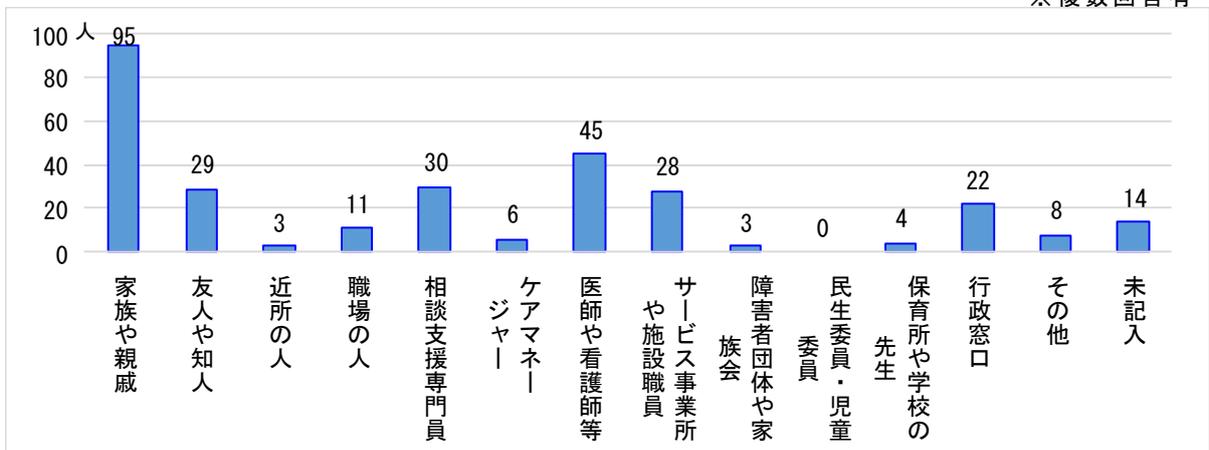
3 相談について

【問 12】相談先・相談相手

項目	人※	割合
家族や親戚	95	58.3%
友人や知人	29	17.8%
近所の人	3	1.8%
職場の上司や同僚	11	6.7%
相談支援事業所の相談支援専門員	30	18.4%
介護保険のケアマネジャー	6	3.7%
医師や看護師、病院のソーシャルワーカー	45	27.6%

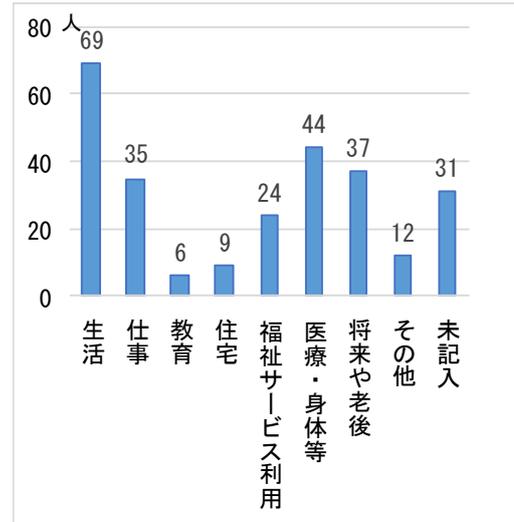
項目	人※	割合
サービス事業所や施設職員	28	17.2%
障害者団体や家族会	3	1.8%
民生委員・児童委員	0	0.0%
保育所や学校の先生	4	2.5%
役場や保健所等の行政窓口	22	13.5%
その他	8	4.9%
未記入	14	8.6%

※複数回答有



【問 13】相談内容

項目	人※	割合
生活について	69	42.3%
仕事について	35	21.5%
教育について	6	3.7%
住宅について	9	5.5%
福祉サービス利用について	24	14.7%
医療・身体等の専門的な相談	44	27.0%
将来や老後について	37	22.7%
その他	12	7.4%
未記入	31	19.0%

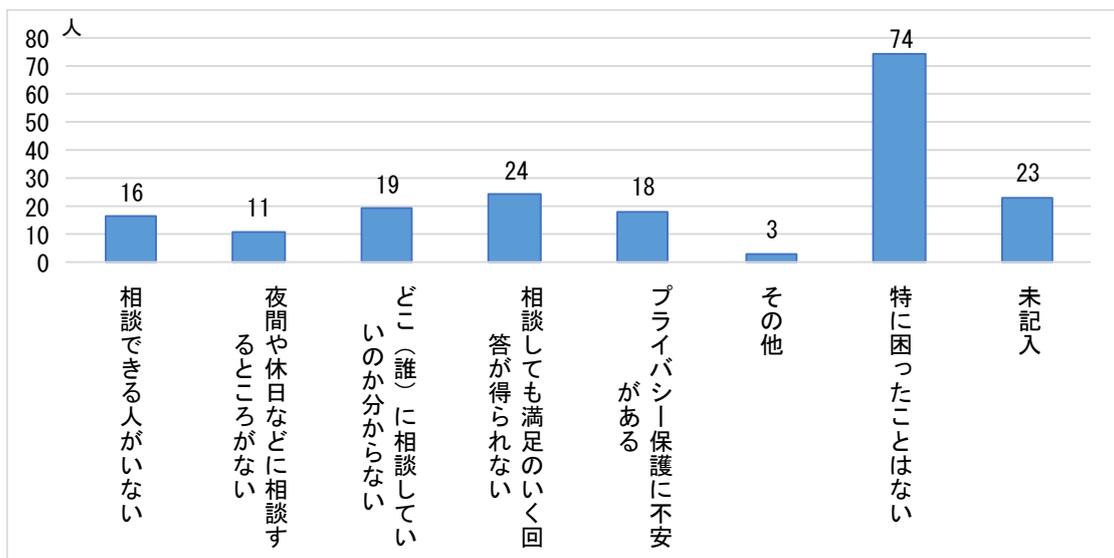


※複数回答有

【問 14】相談について困ること

項目	人※	割合
相談できる人がいない	16	9.8%
夜間や休日などに相談するところがない	11	6.7%
どこ（誰）に相談していいのかわからない	19	11.7%
相談しても満足 of いく回答が得られない	24	14.7%
プライバシー保護に不安がある	18	11.0%
その他	3	1.8%
特に困ったことはない	74	45.4%
未記入	23	14.1%

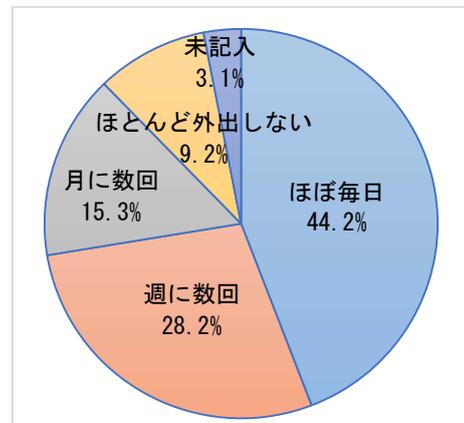
※複数回答有



4 外出について

【問 15】外出（通勤や通学も含む）頻度

項目	人	割合
ほぼ毎日	72	44.2%
週に数回	46	28.2%
月に数回	25	15.3%
ほとんど外出しない	15	9.2%
未記入	5	3.1%

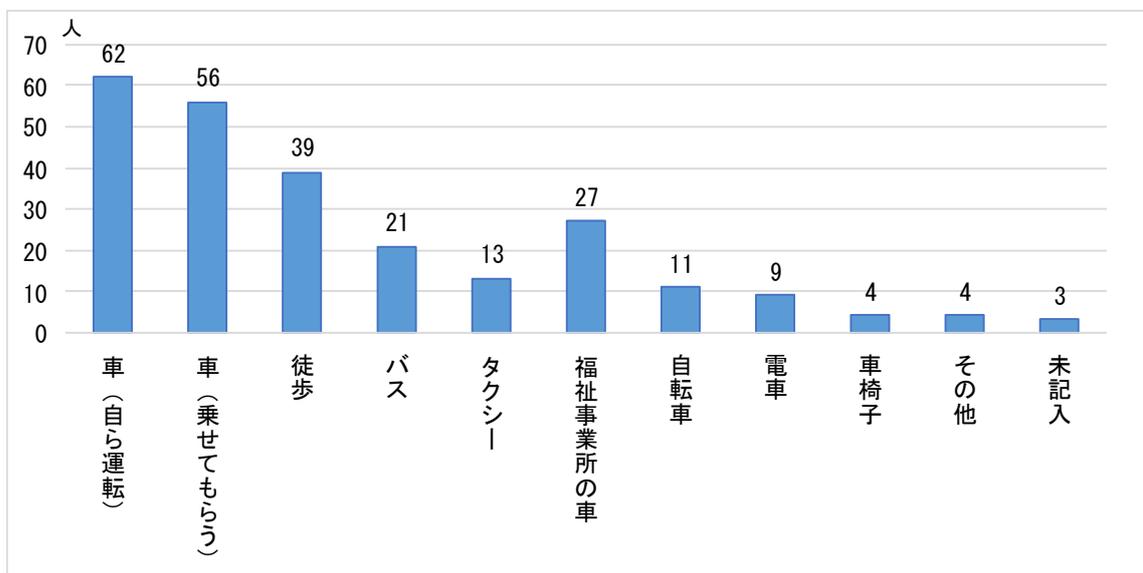


【問 16】外出時の移動手段

項目	人※	割合
自家用車（自ら運転）	62	38.0%
自家用車（乗せてもらう）	56	34.4%
徒歩	39	23.9%
バス	21	12.9%
タクシー	13	8.0%
福祉事業所の車	27	16.6%

項目	人※	割合
自転車	11	6.7%
電車	9	5.5%
車椅子	4	2.5%
その他	4	2.5%
未記入	3	1.8%

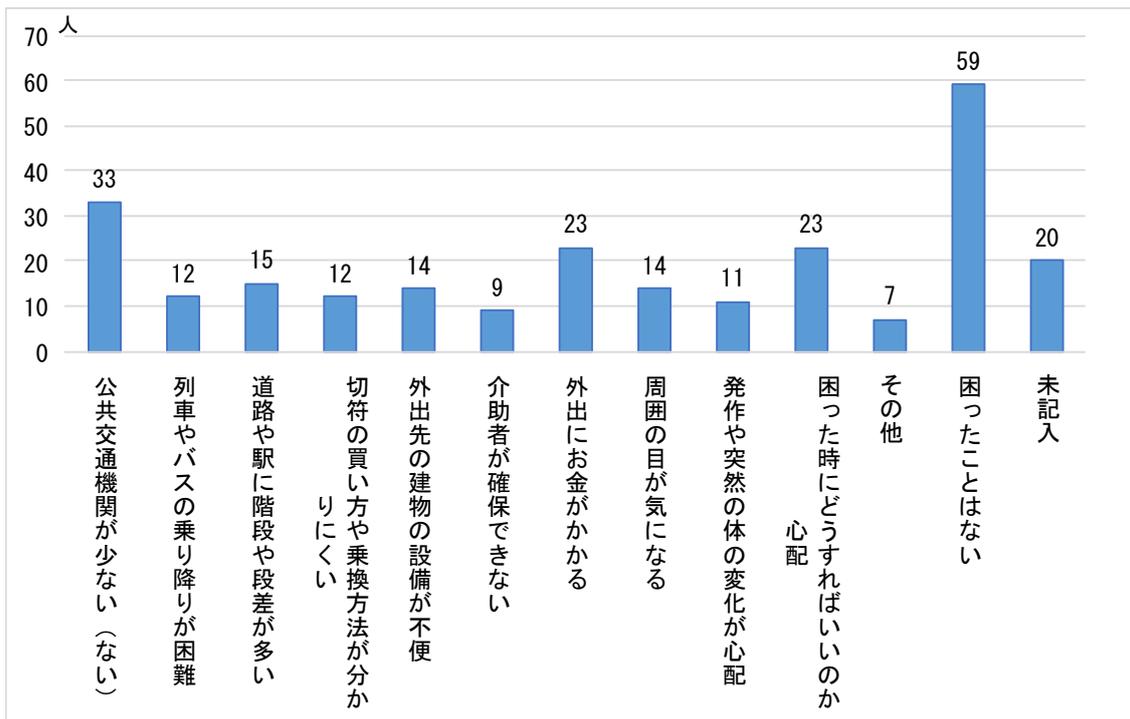
※複数回答有



【問 17】 外出時に困ること

項目	人※	割合
公共交通機関が少ない（ない）	33	20.2%
列車やバスの乗り降りが困難	12	7.4%
道路や駅に階段や段差が多い	15	9.2%
切符の買い方や乗換方法が分かりにくい	12	7.4%
外出先の建物の設備が不便	14	8.6%
介助者が確保できない	9	5.5%
外出にお金がかかる	23	14.1%
周囲の目が気になる	14	8.6%
発作や突然の体の変化が心配	11	6.7%
困った時にどうすればいいのか心配	23	14.1%
その他	7	4.3%
困ったことはない	59	36.2%
未記入	20	12.3%

※複数回答有

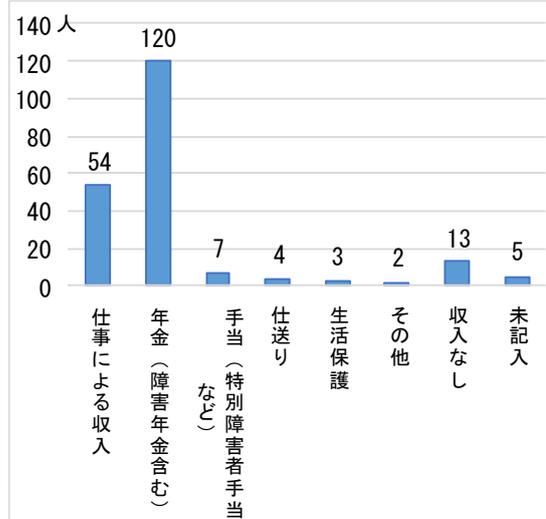


5 収入と仕事について

【問 18】対象者の収入源

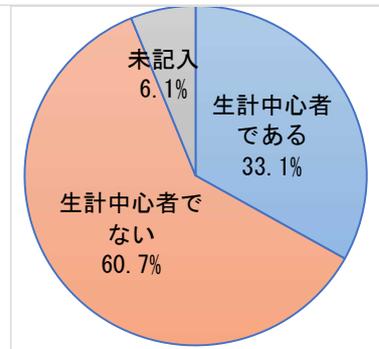
項目	人※	割合
仕事による収入	54	33.1%
年金（障害年金含む）	120	73.6%
手当（特別障害者手当等）	7	4.3%
仕送り	4	2.5%
生活保護	3	1.8%
その他	2	1.2%
収入なし	13	8.0%
未記入	5	3.1%

※複数回答有



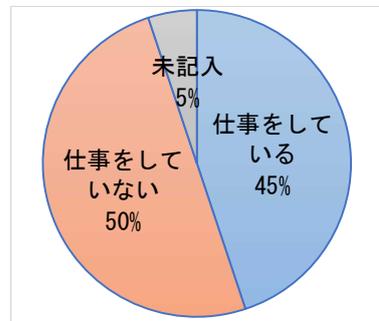
【問 19】生計中心者

項目	人	割合
生計中心者である	54	33.1%
生計中心者でない	99	60.7%
未記入	10	6.1%



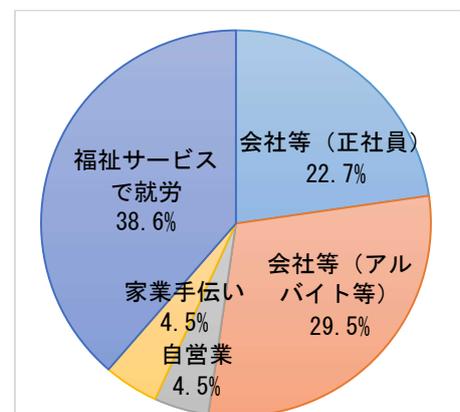
【問 20】《65歳以下の方のみ》現在の就労状況

項目	人	割合
仕事をしている	44	44.9%
仕事をしていない	49	50.0%
未記入	5	5.1%



【問 20-①】《仕事をしていると回答した方のみ》就労体系

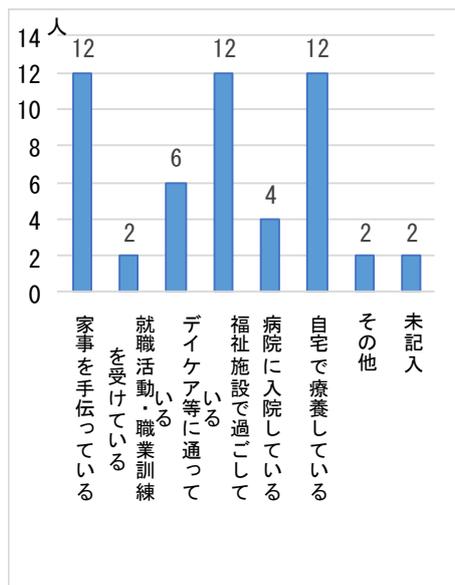
項目	人	割合
会社等に勤めている（正社員）	10	22.7%
会社等に勤めている（アルバイト、パート、派遣社員、契約社員）	13	29.5%
自営業	2	4.5%
家の仕事（家業）の手伝い	2	4.5%
家で内職	0	0.0%
福祉サービス事業所で働いている	17	38.6%
その他	0	0.0%
未記入	0	0.0%



【問 20-②】《仕事をしていないと回答した方のみ》 日中の主な過ごし方

項目	人※	割合
家事を手伝っている	12	24.5%
就職活動・職業訓練を受けている	2	4.1%
デイケア等に通っている	6	12.2%
福祉施設で過ごしている	12	24.5%
病院に入院している	4	8.2%
自宅で療養している	12	24.5%
その他	2	4.1%
未記入	2	4.1%

※複数回答有



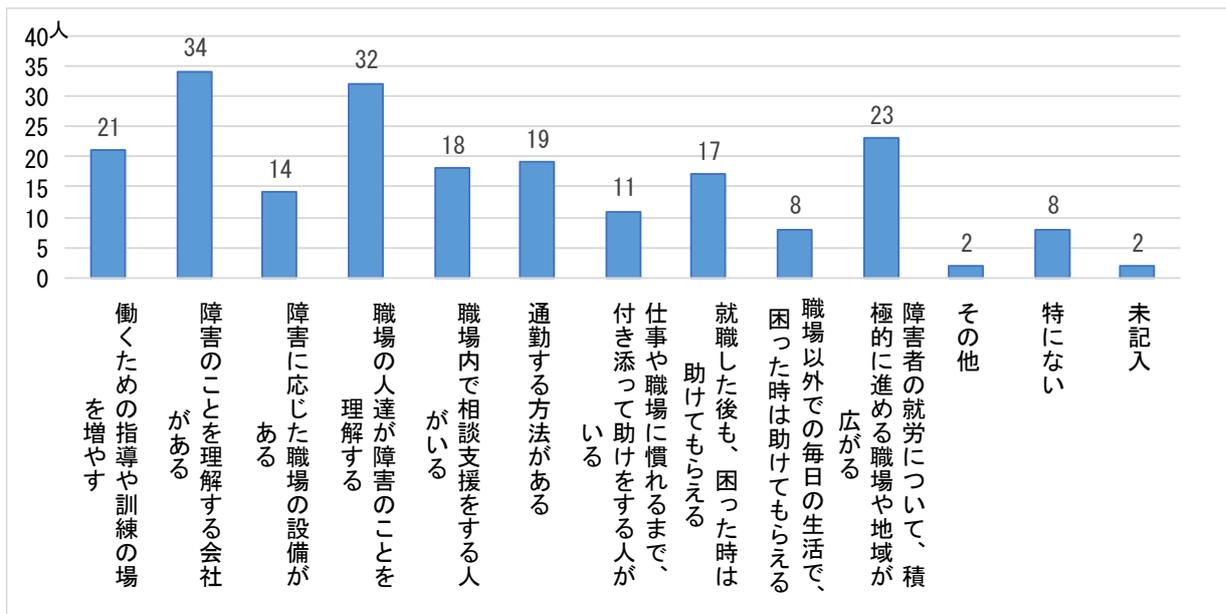
【問 21】《65歳以下の方のみ》 将来、または今後の就労希望

【項目】	人	割合
働きたい	57	58.2%
働きたくない・働けない	38	38.8%
未記入	3	3.1%

【問 21-①】《働きたいと回答した方のみ》 働くために必要なこと

項目	人※	割合
働くための指導や訓練の場を増やすこと	21	36.8%
障害のことを理解する会社があること	34	59.6%
障害に応じた職場の設備があること	14	24.6%
職場の人達が障害のことを理解すること	32	56.1%
職場内で相談支援をする人がいること	18	31.6%
通勤する方法があること	19	33.3%
仕事や職場に慣れるまで、付き添って助けをする人がいること	11	19.3%
就職した後も、困った時は助けてもらえること	17	29.8%
職場以外での毎日の生活で、困った時は助けてもらえること	8	14.0%
障害者の就労を積極的に進める職場や地域が広がること	23	40.4%
その他	2	3.5%
特にない	8	14.0%
未記入	2	3.5%

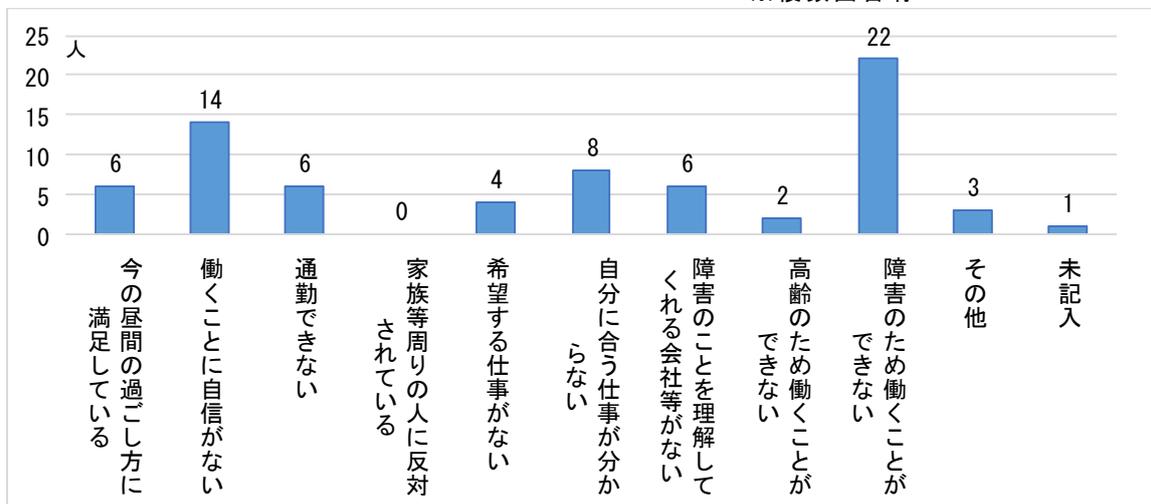
※複数回答有



【問 21-②】《働きたくない・働けないと回答した方のみ》その理由

項目	人※	割合
今の昼間の過ごし方に満足している	6	15.8%
働くことに自信がない	14	36.8%
通勤できない	6	15.8%
家族等周りの人に反対されている	0	0.0%
希望する仕事がない	4	10.5%
自分に合う仕事分からない	8	21.1%
障害のことを理解してくれる会社等がない	6	15.8%
高齢のため働くことができない	2	5.3%
障害のため働くことができない	22	57.9%
その他	3	7.9%
未記入	1	2.6%

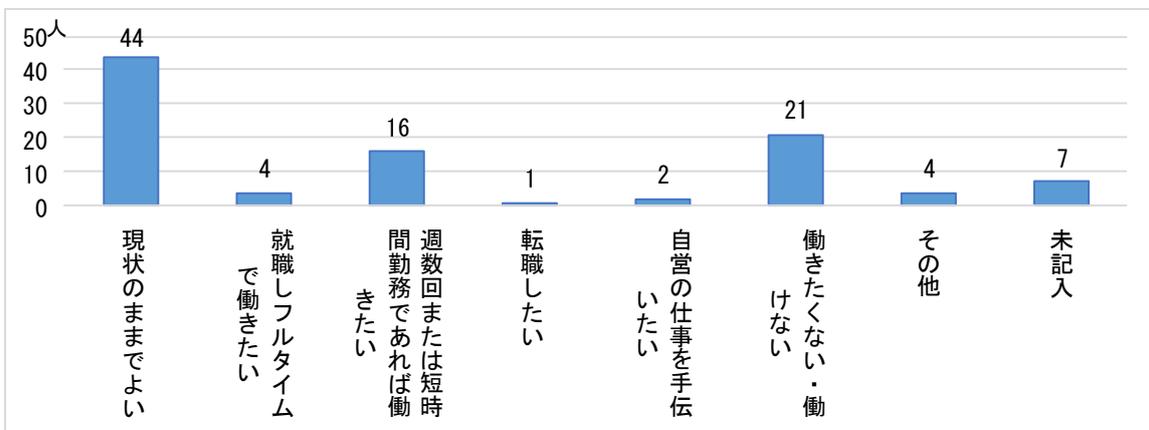
※複数回答有



【問 22】 今後、希望する働き方

項目	人※	割合
現状のままでよい	44	44.9%
就職しフルタイムで働きたい	4	4.1%
週 3~4 回かまたは半日勤務等の短時間勤務であれば働きたい	16	16.3%
転職したい	1	1.0%
自営の仕事を手伝いたい	2	2.0%
働きたくない・働けない	21	21.4%
その他	4	4.1%
未記入	7	7.1%

※複数回答有



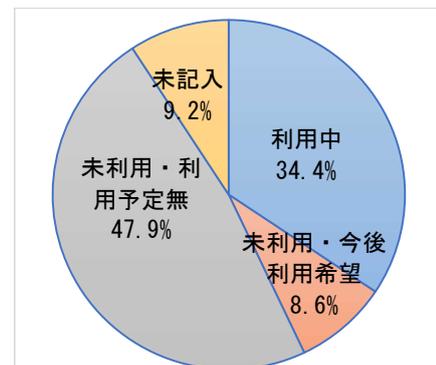
6 障害福祉サービスについて

【問 23】 障害支援認定区分

項目	人	割合
区分 1	4	2.5%
区分 2	6	3.7%
区分 3	10	6.1%
区分 4	7	4.3%
区分 5	5	3.1%
区分 6	3	1.8%
受けていない	107	65.6%
未記入	21	12.9%

【問 24】 障害福祉サービスの利用

項目	人	割合
利用している	56	34.4%
未利用だが今後利用したい	14	8.6%
未利用・利用する予定はない	78	47.9%
未記入	15	9.2%



【問 24-①】《利用している、利用していないが今後利用したいと回答した方のみ》障害福祉サービスごとの現在の利用状況・満足度・今後3年以内の利用予定 (人)

項目	現在のサービス利用状況			《サービス利用中の方のみ》満足度				今後3年以内の利用予定						
	利用している	利用していない	未記入	満足	普通	不満	未記入	利用量を 増やした い	今の利用 量でいい	今の利用 量を減ら したい	利用した い	利用予定 はない	未記入	
訪問による 支援	①居宅介護	1	53	16	1	0	0	69	0	0	0	1	18	51
	②重度訪問介護	0	54	16	0	0	0	70	0	0	0	2	18	50
	③同行援護	1	53	16	0	0	0	70	0	1	0	0	19	50
	④行動援護	2	53	15	0	1	0	69	0	2	0	3	17	48
	⑤重度障害者等包括支援	0	54	16	0	0	0	70	0	0	0	0	19	51
入所者の支援	⑥施設入所支援	16	39	15	5	7	1	57	—	—	—	2	14	54
昼間の生活の 支援	⑦短期入所（ショートステイ）	3	52	15	1	2	0	67	0	4	0	6	15	45
	⑧療養介護	1	54	15	1	0	0	69	—	—	—	0	17	53
	⑨生活介護	20	35	15	5	8	0	57	—	—	—	2	13	55
昼間の活動の 支援	⑩移動支援	2	52	16	1	1	0	68	0	1	0	6	14	49
	⑪日中一時支援	2	53	15	1	1	0	68	0	1	1	2	17	49
	⑫意思疎通支援事業	1	53	16	1	0	0	69	0	0	0	1	18	51
	⑬地域活動支援センター	13	43	14	4	6	1	59	0	8	0	2	15	45
自立した生活 のための支援	⑭自立生活援助	2	53	15	0	1	0	69	—	—	—	4	16	50
	⑮共同生活援助（グループホーム）	10	45	15	3	6	1	60	—	—	—	3	15	52
自立した生活 のための訓練 や就労の支援	⑯自立訓練（機能・生活訓練）	2	54	14	0	2	0	68	—	—	—	3	17	50
	⑰就労移行支援	4	52	14	0	3	0	67	—	—	—	5	15	50
	⑱就労継続支援（A型、B型）	18	38	14	7	8	0	55	—	—	—	3	12	55
	⑲就労定着支援	0	54	16	0	0	0	70	—	—	—	4	16	50
相談支援	⑳計画相談支援	49	7	14	13	14	1	42	—	—	—	2	4	64
	㉑地域移行支援	1	54	15	1	0	0	69	—	—	—	5	14	51
	㉒地域定着支援	0	55	15	0	0	0	70	—	—	—	5	14	51

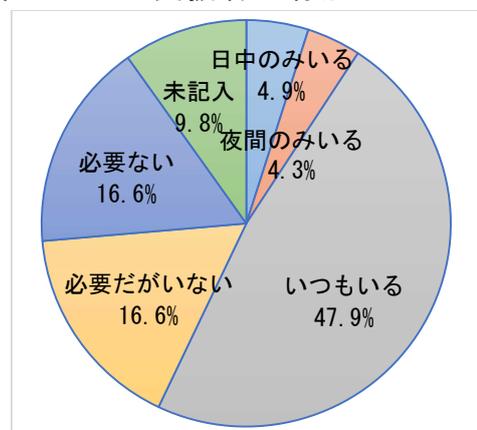
【障害児向けサービスについて 18歳未満】 (人)

項目	現在のサービス利用状況			《サービス利用中の方のみ》満足度				今後3年以内の利用予定						
	利用している	利用していない	未記入	満足	普通	不満	未記入	利用量を 増やした い	今の利用 量でいい	今の利用 量を減ら したい	利用した い	利用予定 はない	未記入	
外部の施設に 通う支援	㉓児童発達支援	1	3	2	1	0	0	5	0	1	0	1	1	3
	㉔放課後等デイサービス	0	3	3	0	0	0	6	0	0	0	1	1	4
相談支援	㉕障害児相談支援	2	1	3	0	1	0	5	—	—	—	0	0	6
訪問による支援	㉖保育所等訪問支援	0	2	4	0	0	0	6	—	—	—	0	2	4
入所児の支援	㉗医療型児童入所施設	1	1	4	1	0	0	5	—	—	—	0	1	5

7 災害対策について

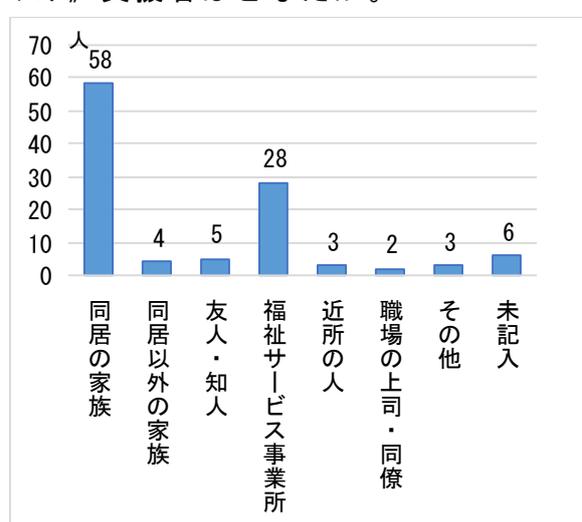
【問 25】台風や地震等の大災害発生時の安全確保について支援者の有無

項目	人	割合
日中のみいる	8	4.9%
夜間のみいる	7	4.3%
いつもいる	78	47.9%
必要だがいない	27	16.6%
必要ない	27	16.6%
未記入	16	9.8%



【問 25-①】《支援者がいると回答した方のみ》支援者はどなたか。

項目	人※	割合
同居の家族	58	62.4%
同居以外の家族	4	4.3%
友人・知人	5	5.4%
福祉サービス事業所	28	30.1%
近所の人	3	3.2%
職場の上司・同僚	2	2.2%
その他	3	3.2%
未記入	6	6.5%

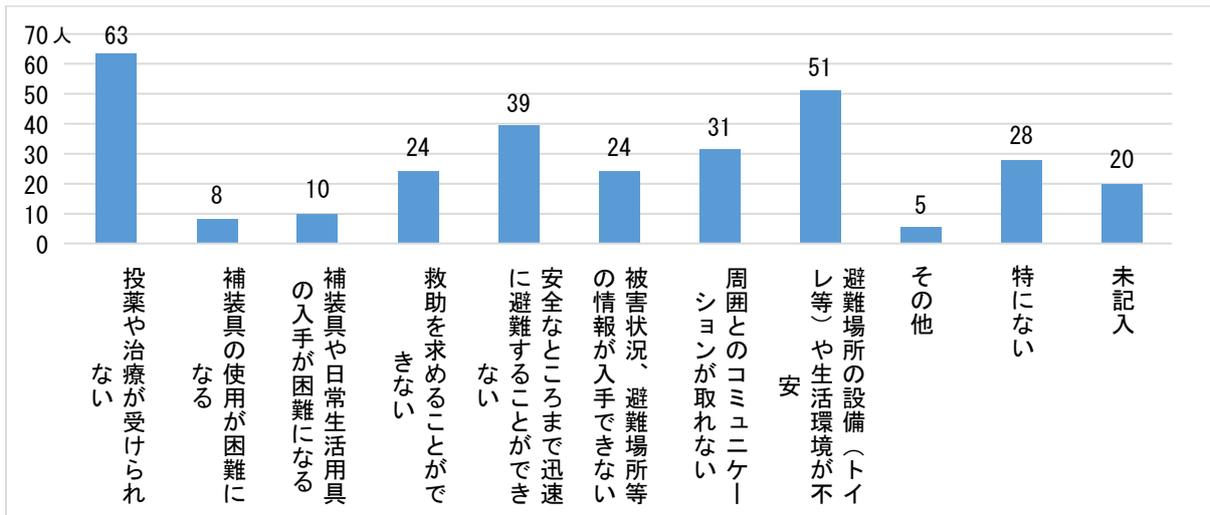


※複数回答有

【問 26】災害発生時に困ること

項目	人※	割合
投薬や治療が受けられない	63	38.7%
補装具の使用が困難になる	8	4.9%
補装具や日常生活用具の入手が困難になる	10	6.1%
救助を求めることができない	24	14.7%
安全なところまで迅速に避難することができない	39	23.9%
被害状況、避難場所等の情報が入手できない	24	14.7%
周囲とのコミュニケーションが取れない	31	19.0%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	51	31.3%
その他	5	3.1%
特にない	28	17.2%
未記入	20	12.3%

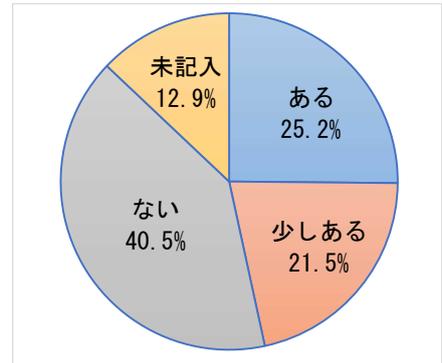
※複数回答有



8 権利擁護について

【問 27】 今までに障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

項目	人	割合
ある	41	25.2%
少しある	35	21.5%
ない	66	40.5%
未記入	21	12.9%

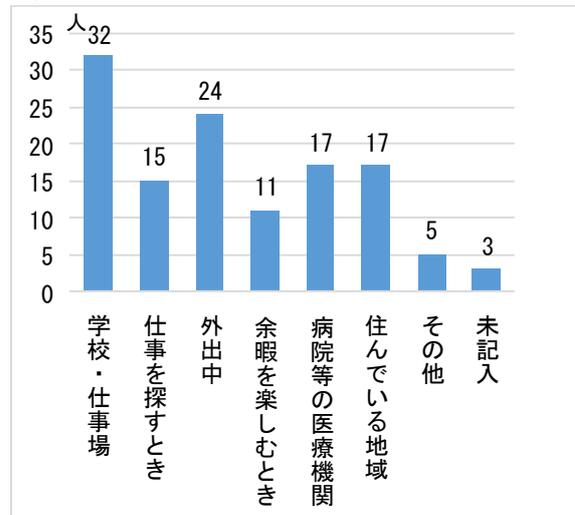


【問 27-①】 《ある・少しあると回答した方のみ》

どのような場所で差別や嫌な思いをしたか。

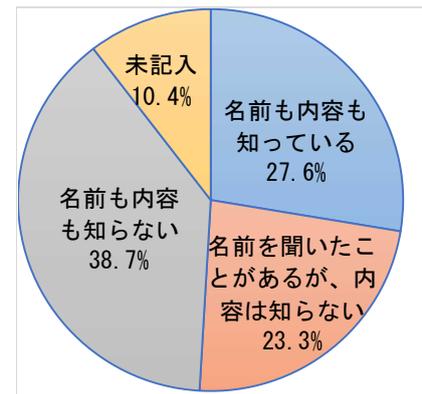
項目	人※	割合
学校・仕事場	32	42.1%
仕事を探すとき	15	19.7%
外出中	24	31.6%
余暇を楽しむとき	11	14.5%
病院等の医療機関	17	22.4%
住んでいる地域	17	22.4%
その他	5	6.6%
未記入	3	3.9%

※複数回答有



【問 28】あなたは、成年後見制度を知っていますか。

項目	人	割合
名前も内容も知っている	45	27.6%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	38	23.3%
名前も内容も知らない	63	38.7%
未記入	17	10.4%



9 自由記載（アンケート到着順、原文のまま。）

精神障害に区分されていると、交通機関の割引がしてもらえない。同じ脳の障害なのに不公平だと思う。

身体の障害には、一般の人の関心理解が向きやすいが、脳の障害は理解されにくく、経済的にも、人間社会関係的にも支援が得られてないと思う。実際の生活困難や、差別いじめなど辛い思いをしやすいのは、見えづらい脳の障害であると思う。この点をもっと行政に取り組んでほしいと切に思う。

障害者が働ける職場を（活躍できる場を）もっと増やして欲しいです。障害者といえども、ある程度支援があれば、理解があれば社会貢献する機会、又は自ら収入を得る機会が増えると思います。差別せず、周囲の方々が（地域の方々が）又は職場の方々が、その障害者の長所・短所を理解し、また尊重し、その方が気持ちよく楽しみ、生きがいを持って働ける場を作れば、その地域もまた共存性をもった良い町になると個人的に思います。その為に、働ける場を作ると同時に、障害というのに対する教育、または交流の場、または学びの場を作られることを希望いたします。

バス通院をしているが、土日祝が運休になるので、困っている（透析の日もあるので。年に数回あるので）

町としてタクシー代金を補助してもらえないか（半額くらいに。6,000円くらいかかる。〇〇町内の人間なので。）

障害福祉サービスという言葉は初めて聞きました。介護保険等医療に関する言葉がとても難しく、家族も理解ができません。役所などに行ってこの書類はと質問しても、納得がいく説明を聞くことができないまま、介護サービス等を受けています。ケアマネージャーに聞いてもよく分かりません。各サービスが一本化できるようなサービスはないのでしょうか？また、こういったアンケートに何度か答えていますが、何か行政のサービスが変わった所はあるのでしょうか？

はやく〇〇（施設名）から出ていきたいので、自分で生活ができるようにもう一度お願いします。

行政にお願いは今日の少子化、高齢者の一人暮らしの方々、障害者の人たちの把握とを、福祉課と人員と民生委員と廻り、要望ケアを進めてください。そして生きがいつくりへと皆様が進んで行ってほしいです。

就労の支援で、行政の中で働く場を40%位になるように進めてほしいです。

障害をよく理解し偏見や差別のない対応。

グループホームなどにWi-Fiの設備をしてほしい。

障害を持っていることが分かりやすくなるバッジや名札を作ってほしい。

私は今精神科の病院も通院しています。とにかく今は交通不便なところ、とにかく外出したいけど車の運転ができないので困っています。普通のバスより障害専門のバスも出してほしい。今現在、炊事食事と家事全般を行っているが、手足がしびれ糖尿病も患っているため、特に手の使う作業が（茶碗洗いが）苦しいです。とにかく精神的ストレスを取り除きたい気持ちと障害者にやさしい（精神的）町づくりに協力してほしいと思います。私からは以上です。とにかく身の回りの世話をしてくれる人が今必要です。とにかくゆったりゆっくりとした時間を欲しいです。お金もないので安い料金で通院又は外出したいです。お風呂も入りにくい。（手足が不自由）動きにくいいため。お金もあと少し上げてほしいです。

障害福祉サービスの利用方法がわからないし、どのようなサービスがあるかもわからない。在宅訪問して、どの程度のサービスが利用できるか説明がほしい。

ぼくはろう者です。みんなにわかってほしい。

多様な書類関係、申請書類が多い。

実家が穴水町です。今は〇〇市のグループホームを利用しています。家族が金沢市に住んでいるので面倒を（外出などの）見れる人が地元にはいないためです。本人（父）は、生まれ育った穴水で暮らしたいというのが本音です。もし、訪問看護やデイサービス、ヘルパーなどの支援が充実していれば、また穴水町の住民として暮らすことも可能かと考えています。穴水町の障害福祉の発展に期待しています。

アンケートを書くだけムダ。

障害や障害者がいる家に障害福祉サービス等役場等に（※ここで文章終了していた）

求職の時、穴水町で職探しをしましたが、その時、思ったのが、障害者枠での雇用する会社はかなり少なく、理解もまだまだだなど。選択肢を増やせる、広がるように町の方も積極的に誘致や会社に出向いて、理解や障害者枠での求人を増やしてください。どうかお願いします。

今の所良くして頂いていますので特にありません。

高齢化時代、いつ障害者になるかわからないし、人ごとではなく不安です。障害者が穴水町に住んでいてよかったと思う町になって欲しい。今回のアンケートは、一歩前進のきっかけになることを期待しています。

ヘルプマークのストラップ欲しいのですが、どこに行けばいいのか分かりません。

病気によって本人、私たち家族は悩み苦しみました。そしていろんな方々の理解・行政のサポートがあり、今日にいたり生きています。

まだ、偏見の目で見られることがただただあります。行政にはこれからも弱者によりそった町づくりをお願いしたいと思います。

行政の取り組みについて特に不満なし。

第3章 穴水町障害福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

町民一人ひとりが、障害のある人もない人も分け隔てなくあたりまえに暮らせる「ノーマライゼーション社会」の創造を基本理念とします。

《この基本理念は、次に掲げる5つの視点により形成されています。》

◇ 自己決定の推進：支援の選択を含め障害者自身の決定を重視する

障害者も一人の生活主体者として生き、自分のことは自分で決める権利を有します。判断や決定に際して、障害の種類や程度に応じた支援を受けながら、障害者自身が自ら望む生活目標や生活様式を選択し、自らの人生や生活のあり方を自らの責任において決定することができる社会の仕組みづくりを目指します。

◇ 自立生活の推進：障害者自らが生活の主体者として自己実現を図る

障害者が自立した生活を送れる社会とは、障害者一人ひとりが人間としての尊厳や権利を擁護され、地域であたりまえに暮らすことができる社会です。障害者が必要な支援やサービス等を利用しながら、地域の中で生き生きとくらししていくことができるよう、町民一人ひとりがお互いに助け合い支え合う地域社会づくりを目指します。

◇ リハビリテーションの推進

リハビリテーションを推進することにより、障害によって失われた機能の回復に留まらず、障害者一人ひとりに残っている身体的能力を伸ばして機能の補完を図るとともに、福祉機器、環境（物的、人的）等の外部資源を有効に活用して、「生活の質」、「人生の質」を高めていくことを目指します。

◇ 社会のバリアフリー化の推進

住宅、道路、公共交通機関等の生活基盤や、公共施設、商業施設等における障壁を解消するハード面のバリアフリーと、障害に対する理解を深めることにより「こころ」の障壁を解消するソフト面のバリアフリーを推進します。このようにして、障害者のみならず、高齢者を含む全ての人々にとって住みやすいバリアフリー社会の形成を目指します。

◇ 障害児発達支援の推進

地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供を推進します。障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を目指します。

2 重点目標

基本理念を実施するため、本町における障害者の現状と課題などを踏まえ、重点目標を定めます。

◇ 障害のある方等の自己決定と自己選択の尊重

障害のある方等が、障害の種類や程度に応じた支援を受けながら、障害者等自らが生活する場所を選び、生活様式を選択し、自らの人生や生活のあり方を自らの責任において決定できるように障害福祉サービスの充実を目指します。

◇ 地域社会で安心した生活を送るための支援体制

障害者等自身の選択と決定により、地域社会で自立した生活を送るための、相談支援体制の充実、その人のニーズとライフサイクルに合わせた総合的な支援体制を構築します。

3 重点施策の推進

重点目標に定めた目標の達成のため、本町では次の取り組みを行います。

◇ サービスの充実と従事者の資質の向上

すべての障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、障害者自身が望むサービスが利用できるよう計画的に障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービスの量を確保するとともに、ニーズを十分に把握し、サービスを提供できる体制の整備を図ります。

また、奥能登自立支援協議会を通じて研修等の機会を提供し、各障害等の特性を理解した人材の育成を図り、より質の高いサービスが提供されるよう取り組みます。

◇ 相談支援体制の充実

障害福祉サービス等を適切に利用し、地域での生活を継続していくために相談支援体制の充実を目指します。また、奥能登自立支援協議会を核とし、相談支援事業者、行政、障害福祉サービス事業所等が連携し、総合的な相談支援体制の構築を進めていきます。

奥能登2市2町で相談支援機能強化事業を委託している3つの事業所が、奥能登地域の相談支援事業所が抱える困難事例への対応に関する助言・指導を行うなど、地域の相談支援事業所の質を向上されるとともに、専門的知識や技術をもつ人材・組織の育成を図ります。

第4章 第6期穴水町障害者福祉計画

1 障害福祉サービス等提供体制の確保に係る目標

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点が有する機能の充実
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 発達障害者等に対する支援
- (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるために、現在施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込んだ上で、令和5年度末時点で地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数(A)	27人	
令和5年度末の施設入所者数(B)	27人	
【目標値】削減見込(A-B)	0人(0%)	国の目標1.6%以上削減
【目標値】地域生活移行者数	2人(1.6%)	国の目標6%以上削減

【目標値設定の考え方】

- 厚生労働省が定める指針においては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとされています。また、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和元年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることとされています。

- 施設入所者数は、6期計画の国の基本指針の1.6%以上に5期計画の未達成割合の7.4%（第5期計画では7.4%削減となる2人を目標としていたが、実績は0人）を加えた9%削減となる3人が目標値となりますが、入所者の高齢化が進み地域生活への移行が難しい状況や障害者の将来ニーズを見据え、現状維持を目標とします。
- 施設入所者の地域生活への移行は、6期計画の国の基本指針の6%以上に5期計画の未達成割合の7.4%（第5期計画では14.8%削減となる4人を目標としていたが、実績は2人）を加えた13.4%削減となる4人が目標値となりますが、過去の実績、アンケート集計結果、現在の該当サービスの需要と供給のバランスを考慮し、1.6%削減となる2人を目標と見込みます。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を満たす拠点です。

項目	令和2年度	令和5年度
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	拠点の設置1箇所（面的整備型）	拠点機能の充実、年1回以上運用状況を確認、検証

【目標設定の考え方】

- 厚生労働省の定める指針においては、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所を整備することとされています。令和2年度に拠点の一部機能を整備予定です。
- 奥能登自立支援協議会及び奥能登自立支援協議会穴水連絡会で、拠点機能の運用状況の確認及び機能の拡充について確認、検討を行います。

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	2人	
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	2人	国の目標 1.27倍
項目	数値	備考
令和元年度の就労移行支援事業利用者数	3人	
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業利用者数	4人	国の目標 1.30倍
項目	数値	備考
令和元年度の就労継続支援A型事業利用者数	10人	
【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型事業利用者数	15人	国の目標 1.26倍
項目	数値	備考
令和元年度の就労継続支援B型事業利用者数	23人	
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型事業利用者数	28人	国の目標 1.23倍
項目	数値	備考
令和元年度の就労定着支援事業利用者数	0人	
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業利用者数	1人	国の目標 7割以上

項目	数値	備考
令和元年度の就労定着率が8割以上の就労定着事業所数	1事業所 (100%)	
【目標値】 令和5年度の就労定着率が8割以上の就労定着事業所数	1事業所 (100%)	国の目標 7割以上

【目標設定の考え方】

- 厚生労働省の定める指針においては、令和5年度における福祉施設から一般就労する者の数は、令和元年度実績の1.27倍以上とすることとされています。本町では、厚生労働省が定める目標値を目標とし、関係労働施設と連携することで、一般就労に結び付けることを目指します。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業の各利用者数は、過去の実績、アンケート集計結果、現在の該当サービスの需要と供給のバランスを考慮したうえで、基本指針の目標値を目標とします。
- 町内に就労定着支援事業所はありませんが、奥能登に1箇所ある事業所の定着率を見込みました。

4 発達障害者等に対する支援

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム（※1）等の支援プログラムの実施状況、ペアレントメンター（※2）養成研修の実施状況、ピアサポートの活動状況及び町における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込を設定します。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	3人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人	2人

※1 ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラムです。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みを持つ多くの保護者に有効とされています。

※2 自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的なサポート等を行います。

【目標設定の考え方】

- 現在、ペアレントプログラム研修の開催は休止となっていますが、関係機関と連携を図り、プログラムの実施に努めます。
- ペアレントメンターの養成及びピアサポート活動への参加は、保健所と連携を図り、当事者同士の繋がりを持つ場の設置に努めます。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神医療機関、その他医療機関、障害福祉サービス事業所、町等の連携による支援体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	10人	10人	10人
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助	1人	1人	1人	2人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人	0人

【目標設定の考え方】

- 既存の、保健、医療、福祉関係者が集う場（奥能登自立支援協議会穴水連絡会等）を活用し、精神障害等に関する情報の共有を図り、課題解決に向けての具体的方法等について協議し、目標達成に向けた役割分担とロードマップの作成を行います。

6 相談支援体制の充実・強化等

各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	0件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	0件	1件
地域の相談機関との連会強化の取組の実施回数	3回	3回	3回	3回

【目標設定の考え方】

- 医療ケアが必要な方、行動障害がある方、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応ができるよう専門的な人材の確保・養成機能の強化を図ります。
- 地域における相談機関の中核機関である基幹相談支援センターの設置については、奥能登自立支援協議会で今後検討を重ねていきます。

7 障害福祉サービス等の質の向上

サービス向上を図るための体制構築

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（参加人数）	5人	6人	7人	7人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回	1回
指導監査結果の関係市町村との共有（共有回数）	1回	1回	1回	1回

【目標設定の考え方】

- 県及び関係機関が開催する研修について、積極的に参加し質の向上に努めます。

- 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果については、経年変化等のデータ分析を行い、奥能登自立支援協議会穴水連絡会や精神障害にも対応した協議の場においてその共有を図っていきます。
- 県から情報提供がある県内市町村の指導監査結果を踏まえ、適切な事務処理に努めます。

2 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	6	7	8	8	8
	時間分	36	39	48	48	48
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0
重度障害者 包括支援	人	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0

(3) 見込量の確保のための方策

- 現在サービス利用者に対しては、今後も継続して利用ができるように現在のサービス量を基本として必要に応じた支給決定を行います。
- 潜在的な利用ニーズに対応するため、現在ホームヘルプサービスを利用していない障害者への情報提供に努めます。
- 自立支援協議会等を通じて研修の機会を提供し、各障害特性を理解したヘルパーの確保、人材の育成に努めサービスの充実を図っていきます。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介助などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づき働きます。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者は、雇用契約に基づかず働きます。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に就労した人の生活面の支援、企業等との連絡調整を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型・医療型) (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設又は医療機関で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) サービス見込量

(1月あたり)

項目		単位	実績量	見込量			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人		36	36	38	38	39
	人日分		688	697	722	722	741
自立訓練 (機能訓練)	人		1	1	1	1	1
	人日分		21	22	22	22	22
自立訓練 (生活訓練)	人		1	1	2	2	2
	人日分		2	6	24	24	24
就労移行支援	人		3	1	3	3	4
	人日分		35	31	36	36	48
就労継続支援 (A型)	人		10	13	14	14	15
	人日分		181	213	252	252	270
就労継続支援 (B型)	人		23	24	25	26	28
	人日分		372	376	400	416	448
就労定着支援	人		0	1	1	1	1
療養介護	人		8	7	7	7	7
短期入所 (福祉型)	者	人	4	5	5	5	6
		人日分	35	57	57	60	66
	児	人	0	0	0	0	0
		人日分	0	0	0	0	0
短期入所 (医療型)	者	人	0	0	0	0	0
		人日分	0	0	0	0	0
	児	人	0	0	0	0	0
		人日分	0	0	0	0	0

(3) 見込量確保のための方策

- 相談支援事業所等を通して潜在的なニーズを把握し、現在サービスを利用していない障害者への情報提供に努めます。
- 就労移行支援、就労定着支援等、町内でのサービス提供が難しい事業については、広域的な連携のもとサービス提供体制の整備に努めます。

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

項目	概要
自立生活援助	一人暮らしの住居を訪問し、生活状況の確認及び助言を行い、計画相談支援事業所や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	15	13	15	17	18
施設入所支援	人	27	27	27	27	27

(3) 見込量確保のための方策

- 共同生活援助については、関係事業所と連携し、既存施設の充実及び障害に対する地域の理解を深めることにより新規整備に対する町民の協力を促します。
- 福祉サービス確保のために必要な予算措置を行います。

4 相談支援

(1) サービスの概要

項目	概要
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所等との連絡調整を行います。
地域移行支援	入所、入院している人のうち、地域生活への意向のための支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時に相談や必要な支援を行います。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	29	31	33	35	37
地域移行支援	人	1	1	1	1	2
地域定着支援	人	2	1	1	1	1

(3) 見込量の確保のための方策

- 事業の周知を図るとともに、相談支援事業所や病院等との連携により、早期からの相談体制づくりに努めます。
- 障害者一人ひとりの状況やニーズに応じた計画策定に向けて、奥能登自立支援協議会等を通して、ケアマネジメントを担う人材の育成の支援を行います。
- 「地域移行支援」、「地域定着支援」については、利用希望者に対応できる事業所の支援体制づくりに協力します。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障害者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に要する経費の補助を行います。

(2) サービスの見込量

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有

(3) 見込量確保のための方策

- 若者向けの障害者差別解消法に関する研修などを実施します。
- 奥能登自立支援協議会等と連携し、障害に対する理解を深めるための活動を行います。

2 相談支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
相談支援事業	地域の障害者の福祉に関する問題に対し、障害者、その保護者や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。
基幹相談支援センター 一等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を行います。

住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。
-----------	--

(2) サービスの見込量

(※年間の利用者数)

項目	単位	実績量	見込量				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	
基幹相談支援センター	設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	3	3	3	3	3	
住宅入居等支援事業	人 ※	0	0	0	0	0	

(3) 見込量確保のための方策

- 「障害者相談支援事業」及び「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、奥能登2市2町の広域で実施しており、3事業所に委託しています。奥能登自立支援協議会の研修等を通じて、事業所の質的向上に努めます。
- 身近な地域で必要な時に相談が受けられるよう、必要な情報提供や啓発活動に努めます。

3 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

(1) サービスの概況

項目	概要
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業(人)	1	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業(人)	0	0	0	1	1

(3) 見込量確保のための方策

- 「成年後見制度利用支援事業」を必要としている障害者の適切な把握及び制度の周知に努めます。
- 「成年後見制度法人後見支援事業」については、穴水町地域包括支援センターと連携のもと、事業実施体制の整備に努めます。

4 意思疎通支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等が、社会生活において円滑な意思疎通を行うことができるよう、相談窓口等に手話通訳者を設置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等の社会参加、外出時等に意思疎通の円滑化を図るために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣利用者	件	27	24	24	24	24

(3) 見込量確保のための方策

- 「手話通訳設置事業」「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は、奥能登2市2町の広域で実施しており、石川県聴覚障害者協会に委託して行います。
- 手話奉仕員等の養成講座の実施により、手話通訳・要約筆記者を周知し、手話通訳者・要約筆記者の育成、確保に努めます。
- 事業の啓発に努め、利用を促進します。

5 日常生活用具給付事業

(1) サービスの概要

項目	概要
日常生活用具給付事業	障害者に対し、毎日の暮らしの手助けとなる日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

種目	用品名
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト等
②自立生活支援用具	入浴用補助具、移動・移動支援用具
③在宅療養等支援用具	吸入器、電気式痰吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文字読み上げ装置、拡大読書器等
⑤排泄管理支援用具	紙おむつ、ストーマ等

(2) サービスの見込量

(1月あたり、単位：件)

項目	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①介護・訓練支援用具	0	2	1	1	1
②自立生活支援用具	1	3	1	1	1
③在宅療養等支援用具	0	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	1	2	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	152	180	160	160	160

(3) 見込量確保のための方策

- 事業の啓発に努め、利用者の拡大を図ります。
- 給付対象となる日常生活用具の種類については、県内市町の状況等も参考にしながら内容の見直しを行います。

6 手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの概要

項目	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。講習会の受講料は無料とします。

(2) サービスの見込量 (1月あたり、単位：人＝新規終了見込み者数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	1	2	2	2	2

(3) 見込量確保のための方策

- 講座開催のために必要な予算措置を行います。
- 事業の啓発に努め、受講者の拡大を図ります。

7 移動支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

(2) サービスの見込量 (1月あたり)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込者数(人)	4	2	4	4	4
延利用見込時間数(時間)	62	48	62	62	62

(3) 見込量確保のための方策

- 利用者の状況に応じた支給決定を行います。
- サービス利用事業者の確保に努めます。
- 事業の啓発に努め利用拡大を図ります。

8 地域活動支援センター機能強化事業

(1) サービスの概要

項目	概要
地域活動支援センター事業	障害者が通い、地域の実情に応じて創作活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などの便宜を図り、障害者の地域生活支援の促進を図ります。利用者負担は無料としています。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターI型	箇所	2	2	2	2	2
	人	37	37	38	38	38

(3) 見込量確保のための方策

- 福祉サービス確保のために必要な予算措置を行います。
- 事業の啓発に努め、利用者の拡大を図ります。

9 住宅改修費給付事業

(1) サービスの概要

項目	概要
住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者等が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付し、地域における自立の支援を行います。利用者負担は、世帯の所得状況により定めています。

(2) サービスの見込量

(単位：件＝年間の給付件数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修費給付事業	1	1	1	1	1

(3) 見込量確保のための方策

- 福祉サービス確保のために必要な予算措置を行います。
- 事業の啓発に努め、利用者の拡大を図ります。

10 点字図書給付事業

(1) サービスの概要

項目	概要
点字図書給付事業	視覚障害者に点字図書を給付します。 利用者負担は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額としています。

(2) サービスの見込量

(単位：件＝年間の給付件数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字図書給付事業	0	0	0	0	0

(3) 見込量確保のための方策

- 潜在的ニーズを把握し、事業の啓発に努め、利用者の拡大を図ります。

11 要約筆記奉仕員養成研修事業

(1) サービスの概要

項目	概要
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される要約筆記者の養成を行うことにより、聴覚障害者等の福祉の向上を図ります。

(2) サービスの見込量

(単位：人＝年間の講座参加人数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要約筆記奉仕員養成研修事業	7	27	20	21	22

(3) 見込量確保のための方策

- 奉仕員養成事業として、奥能登2市2町で、石川県聴覚障害者協会に委託し、市町の住民向けに要約筆記講座を開催します。
- 事業の啓発に努め、受講者の拡大を図ります。

12 更生訓練給付事業

(1) サービスの概要

項目	概要
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(2) サービスの見込量

(単位：人＝年間の利用人数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	0	1	1	1	1

(3) 見込量確保のための方策

- 福祉サービス確保のための必要な予算措置を行います。

13 日中一時支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
日中一時支援事業	障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障害者に活動の場を提供し、日中の見守りを行います。

(2) サービスの見込量

(単位：人日＝年間の延べ利用日数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	0	1	1	2	3

(3) 見込量確保のための方策

- 事業の啓発に努め、利用者拡大を図ります。

14 社会参加促進事業

(1) サービスの概要

項目	概要
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者に対し自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労等社会活動への参加を促進します。助成金の額は、免許取得に要した費用の3分の2を上限とする額とし、1人あたり10万円を限度とします。
身体障害者用自動車改造費助成事業	重度身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労のために自動車改修に要する経費として、1件あたり10万円を限度とし、1車両1回限りとします。
身体障害者介助用自動車改造費助成事業	自動車改造に要する経費を助成することにより、常時車椅子使用の障害者の社会参加の促進を図ります。助成金の額は、車椅子に乗って乗降できるリフト付き、回転シート付き又は超低床にする改造に要する経費として、1件あたり25万円を限度とします。

(2) サービスの見込量

(単位：件＝年間の助成件数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	0	1	1	1	1
身体障害者用自動車改造費助成事業	0	1	1	1	1
身体障害者介助用自動車改造費助成事業	0	1	1	1	1

(3) 見込量確保のための方策

- 事業の啓発に努め、利用者拡大を図ります。

15 生活支援事業

(1) サービスの概要

項目	概要
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰の促進を図ります。

(2) サービスの見込量

(単位：回＝教室開催数)

項目	実績量	見込量			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援事業	2	2	2	2	2

(3) 見込量確保のための方策

- 生活支援事業として、奥能登2市2町で、石川県聴覚障害者協会と石川県視覚障害者協会に委託し、聴覚障害者生活訓練教室及び視覚障害者生活訓練教室の2教室を開催しており、今後も継続実施します。
- 事業の啓発に努め、利用者拡大を図ります。

第5章 第2期穴水町障害児福祉計画

1 障害児支援等の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制を整備するため、令和5年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所訪問支援体制の構築
- (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネータの配置

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所訪問支援体制の構築

障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

項目	令和2年度	令和5年度
【目標値】児童発達支援センターの設置（箇所）	—	—
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の整備（年間延利用者数：人）	—	4

【目標設定の考え方】

- 児童発達支援センターを設置するうえで人材不足という大きな課題があり、本計画期間中に町単独での設置は困難と考えられます。令和3年度から町に開設される子育て世代包括支援センターや奥能登自立支援協議会等と、設置に向けての協議を図ります。
- 令和2年度より、地域生活支援事業（市町村任意事業）の一つである巡回支援専門員整備事業を開始し、保育所等における巡回相談支援を実施し、発達に遅れや心配のある段階から支援を行います。

2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。

項目	令和2年度	令和5年度
【目標値】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（箇所）	—	1
【目標値】重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（箇所）	—	1

【目標設定の考え方】

- 当町の重症心身障害児1名は、県内の重症心身障害児施設に入所しています。身近な地域で支援を希望する重症心身障害児が生じた場合に対応できるよう、事業所確保に向けて関係機関と協議を行います。

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネータの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（回）	0	0	1	2
【目標値】医療的ケア児に関するコーディネータの配置（人）	0	0	0	0

【目標設定の考え方】

- 現在、当町には医療的ケア児はいません。今後、対象者が生じた場合に、適切な支援を受けられるよう、関係機関と協議を行います。
- 人材不足により本計画期間中の医療的ケア児に関するコーディネータの設置は困難な状況です。

2 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策

1 障害児通所支援

(1) サービスの概要

項目	概要
児童発達支援	障害児通所支援事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に障害児通所支援事業所で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における指導、集団生活への適応訓練を行います。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	1	1	2	2	2
	人日分	1	15	15	15	15
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	0	1	2	3	4
	人日分	0	15	30	45	60
保育所等訪問支援	人	0	0	2	2	2
	人日分	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0

(3) 見込量確保のための方策

- 療育の充実や関係施設・機関との連携による障害児の総合的な発達を支援します。
- 発達に支援を必要とする児童が通う通所施設や関係機関を巡回し、施設や保護者の支援や調整を行います。
- 療育を要する児童の保護者へ早期から情報提供を行います。
- 子どもに関わる部署が連携して相談窓口の充実を図ります。

2 障害児相談支援

(1) サービスの概要

項目	概要
障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所との連絡調整を図ります。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	単位	実績量	見込量			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	1	2	3	4	5

(3) 見込量確保のための方策

- 相談支援事業所と関係機関の連携を補助し、支援体制の強化を図ります。

3 障害児の子ども・子育て支援

(1) サービスの概要

項目	概要
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室などで過ごすことができる仕組みです。

(2) サービスの見込量

(1月あたり)

項目	単位	実績量	見込量				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育所	人	0	0	0	0	0	
認定こども園	人	1	2	2	1	0	
放課後児童健全育成事業	人	0	0	0	0	0	

(3) 見込量確保のための方策

- 障害児の人数や障害の程度に応じて、保育士を配置します。
- 保育園、放課後児童クラブの職員の資質の向上に努めます。

資料編

資料 1 第 6 期穴水町障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく穴水町障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条に基づく穴水町障害児福祉計画(以下これらを「障害者計画等」という。)の策定及び変更を行うに当たり、幅広く関係者の意見を取り入れるため、穴水町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の求めに応じて、障害者計画等の策定及び変更において、その内容を検討し、その結果を町長に提言する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 地域住民の組織に属する者
- (4) 障害者又はその親族
- (5) 福祉関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し委員会を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、新たに組織された策定委員会の最初に開かれる会議については、町長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は委員長とする。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、障害福祉を担当する課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

資料 2 第 6 期穴水町障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画策定委員会の開催状況

回数	開催年月日	主な議題
1	令和 2 年 8 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長、副委員長の選出について 2. 現行計画の実施状況について 3. 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画策定の概要と策定スケジュールについて 4. アンケート調査の実施について
2	令和 3 年 2 月 17 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査結果について 2. 第 6 期障害者福祉計画・第 2 期障害児福祉計画素案について
3	令和 3 年 ● 月 ● 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 6 期障害者福祉計画・第 2 期障害児福祉計画素案（最終）について

資料 3 第 6 期穴水町障害福祉計画・第 2 期穴水町 障害児福祉計画策定委員

(順不同・敬称略)

区分	所属・役職	氏名
保健医療関係者	公立穴水総合病院副院長	中橋 毅 (委員長)
障害者または その親族	穴水町身体障害者福祉協会長	川崎 敏明
	穴水町手をつなぐ育成会長	松木 義明
福祉関係者	石川県精育園長	今寺 忠造
	社会福祉法人徳充会 青山彩光苑穴水ライフサポートセンター長	細木 俊逸
	医療法人松原会 ピアサポート北のと施設長	大松 臨
	特定非活動法人 いきいき理事長	星野 清一
学識経験者	穴水町議会教育民生常任委員会委員長	伊藤 繁男
	七尾特別支援学校輪島分校教頭	寺谷内 美代子
地域住民の 組織に属する者	穴水町区長町内会長協議会長	坂尻 忠秀
	社会福祉法人 穴水町社会福祉協議会長	大島 秀文 (副委員長)
行政機関(雇用)	輪島公共職業安定所統括職業指導官	杉木 義博
行政関係	穴水町いきいき健康課長	笹谷 映子

区分	所属・役職	氏名
事務局	穴水町ふれあい福祉課 課長	佐藤 栄
	課長補佐	小林 裕子
	係長	松木 百合江